



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 12 日 (火)
号外第 16 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 監査公告	監査結果の公表 (2)	2
--------	-------------------	---

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人山崎安造から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第 2 項の規定により提出された意見を併せて公表する。

平成 25 年 3 月 12 日

鳥取県監査委員	岡	本	康	宏
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	湯	口	夏	史
鳥取県監査委員	興	治	英	夫
鳥取県監査委員	前	田	八	壽彦

第 1 章 監査の概要

第 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

第 2 選定した特定の事件

下水道事業に関する財務事務の執行について

第 3 監査の対象とした理由

鳥取県の下水道事業は、県内の恵まれた豊かな自然環境と県民の快適な生活を守るために極めて重要な役割を果たしている。一方でその下水処理場等の投資は巨額でかつ長期間準備されるものであり、現在のみならず将来に亘って県の財政に与える影響が大である。

ところで、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、東北地方を中心に下水処理場や下水管が大きな被害を受け、多くの被災地でトイレの使用や生活排水の処理に苦勞したことが報道され、平時は目に見えないところで日々活躍し、縁の下の力持ちと言われる下水道がいかに重要なものであるかを、あらためて気づかされた国民は多かったように思う。

このように、県民の生活にとって必要不可欠な生活基盤である下水道に対し、都道府県別の汚水処理人口普及率（平成 22 年度末）によれば、鳥取県は全国で 10 位という比較的上位に位置している点は評価できるが、いつ起こるかもしれない災害への対策はもちろん、自然発生的な老朽化に対しても財政面からの将来への計画的な備えが十分になされているか等は、県民にとって大変重要な関心事である。

また、県は、財政状態が厳しい中、住民福祉を増進させるため、経済性・効率性・有効性の観点に立ち、事業が社会経済・生活環境の変化に対応しているか等を検証し、常に見直しを行う必要がある。

そこで、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するため下水道事業に関する財務事務の執行について監査する必要があると判断した。

第 4 監査を実施した期間

平成 24 年 7 月 24 日から同年 12 月 31 日まで

第 5 監査対象部局

下水道事業に関する監査のため、生活環境部及び各総合事務所の関係課・局並びに公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社（以下「下水道公社」という。）を対象とした。

第 6 監査の方法

この監査の実施に当たっては、鳥取県の下水道事業に係る一般会計の事業及び天神川流域下水道事業特別会計の歳入・歳出のうち必要と認めたものを抽出し、さらに下水道公社の事務の執行について関係法令に従って適正に行われているか等の財務事務の監査の他に、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係書類

の検討並びに必要な監査を実施した。

第 7 監査の視点

1 地方自治法第 252 条の 37 によれば、包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、同法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとされる。

つまり、我々が行う監査は、住民福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性を追求し、地方公共団体がその事業等のあり方を新たな視点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、行うものである。

2 私たち 4 人は、税理士である。税理士は、税に関する唯一の国家資格であり、仕事柄日常において納税者たる県民の声を受け止める立場にある。その使命は申告納税制度の理念に沿って適正な納税を進めることにあるが、その理念を推進させるには県民の行政への信頼が不可欠であり、税の無駄使いは県民の納税意欲を減退させることになると考える。納税意欲と行財政改革は表裏一体であり、そういう意味で県民は、税の使われ方に大変注目している。従って我々は、このたび包括外部監査を行うに当たって、その期待を背負って納税者たる県民の目線で監査することを心がけた。

3 具体的には次の着眼点で監査した。

- (1) 一般会計に関する各事業において、問題となる事項はないか。
- (2) 特別会計と一般会計との間における繰入れ及び繰出しは適正か。
- (3) 固定資産の管理及び利用状況は適正か。
- (4) 市町からの負担金単価の算定基準は適正か。
- (5) 入札・契約に関する事務手続等が適切に行われているか。
- (6) 下水道公社との委託契約に関して契約内容等に問題はないか。
- (7) 下水道公社の棚卸資産管理は適正に行われているか。
- (8) 県の人事異動の際、財務に関する業務の引継ぎは適正になされているか。

第 8 監査手続

下記日程により、実際に中部総合事務所及び下水道公社等に赴き関係書類の説明を受け、ヒアリング及び監査を行った。監査後、生活環境部等と質疑のやりとりを行い、報告書を作成した。

監 査 対 象 機 関	実 施 日
予備調査（県の組織全般）	4月18日（水）
予備調査（生活環境部の事業概要）	5月25日（金）
予備調査（下水道事業の概要）	6月11日（月）
予備調査（下水道公社の事業概要）	6月12日（火）
予備調査（生活排水処理施設の種類等確認）	6月29日（金）
生活環境部水・大気環境課（下水道関係書類全般確認）	7月24日（火）
生活環境部水・大気環境課（ " ）	7月25日（水）
下水道公社（公社関係書類確認）	8月6日（月）
中部総合事務所生活環境局（天神川流域下水道事業工事関係書類確認）	8月7日（火）
中部総合事務所生活環境局（ " ）	8月21日（火）
生活環境部水・大気環境課（特別会計、一般会計及び公社関連等の質疑応答）	8月23日（木）
生活環境部水・大気環境課（ " ）	8月24日（金）
下水道公社（公社関係書類確認）	9月4日（火）
下水道公社（ " ）	9月7日（金）
生活環境部水・大気環境課（特別会計、一般会計及び公社関連等の質疑応答）	9月10日（月）

上記の他に、外部監査人の事務所等で報告書の作成及び協議のための会議を実施した。

第 9 包括外部監査の実施者

外部監査人 税理士 山崎 安造

外部監査人補助者	税理士 高田 充征
外部監査人補助者	税理士 村山 敏隆
外部監査人補助者	税理士 公認会計士 池原 浩一

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 下水道の概要

1 下水道の役割

下水道は家庭や事業所から出た汚水を集めて、処理場できれいな水にする持続可能な循環型社会を作るための重要なインフラである。つまり環境と暮らしを守るいわば縁の下の力持ちと言われている下水道には、次のような役割がある。

(1) 生活環境の改善（汚水の排除）

生活排水や事務所、工場などの汚水を集めて、下水処理場に確実に送る。汚れた水が滞留せず、快適な生活を送るための衛生的な都市環境を造る。

(2) 公共用水域の水質の保全

下水処理場で水をきれいにすることによって、川や海の水質を保全する。下水処理場で有機物や窒素、リンなど汚れの原因を適切に除去することで、赤潮やアオコの発生を防いで、きれいな水の循環を保ち、下流域での安全な水利用を確保する。

(3) 浸水の防除（雨水の排除）

大雨のとき都市へ水がたまらないように素早く排水したり、一時貯留したりすることで都市を浸水や鉄砲水から守る。

(4) エネルギーの活用

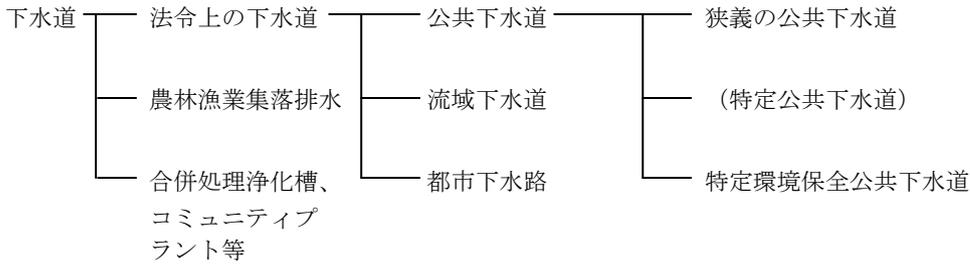
最近注目を浴びているのが、下水が持つ資源やエネルギーの活用である。また、下水に含まれる貴重な資源を取り出すことで、下水処理場を核とした循環型の社会を目指している。

このように下水道は私たちが快適な暮らしを送るため、目に見えないところで日々活躍している。



2 下水道の種類

下水道の種類については次のようになっている。



() は、鳥取県において該当なし

(1) 公共下水道

主として市街地の雨水を速やかに排除し、かつ汚水を終末処理場又は流域下水道に接続して処理し、河川等に放流するものである。また排水施設の相当部分が暗渠きよである構造のものをいい、市町村が事業主体となって行う最も一般的な下水道である。

(2) 流域下水道

河川や湖沼の水質汚濁防止のため、その流域内にある 2 以上の市町村の下水を集めて処理する広域的な下水道で、県が事業主体となっている。

(3) 都市下水路

主として市街地（公共下水道の排水区域外）において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないものをいう。

(4) 農林漁業集落排水

農村地域等を対象として、農業用排水路の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全を目的としている。

(5) 合併処理浄化槽、コミュニティプラント等

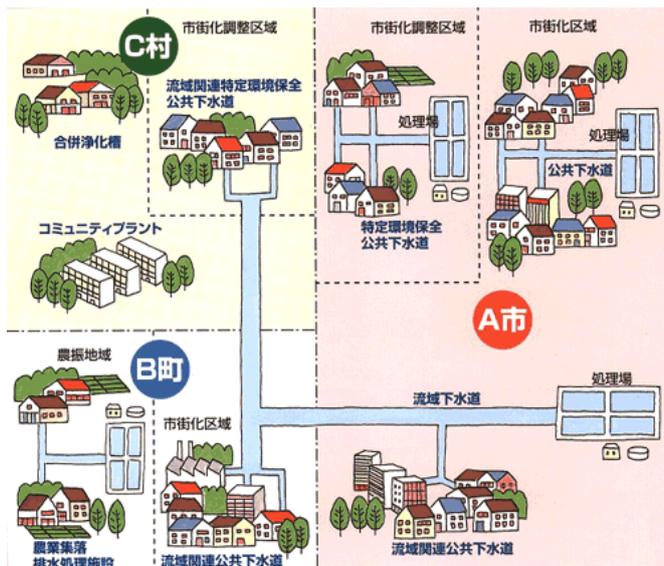
合併処理浄化槽とは、し尿と風呂、台所等からの生活雑排水を併せて処理する設備又は施設である。また、コミュニティプラントとは、住宅団地等に設置されるし尿と生活雑排水を併せて処理する施設で、環境省の廃棄物処理施設整備事業により設置されるものをいう。

(6) 特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあつては、既成市街地及びその周辺の地域をいう。俗にいう白地の都市計画区域の人口密集地域を指す。）以外の区域において設置されるもの、農山漁村の中心集落及び自然保護を必要とする区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの、及び処理対象人口がおおむね1,000人未満で水質保全上特に必要な地域において施行されるものをいう。

種類のイメージ図

出典：国土交通省ホームページ



第 2 鳥取県の下水道事業の概要

鳥取県の下水道事業の概要は次のとおりである。

1 下水道事業の進捗状況

鳥取県の平成22年度末の「公共下水道」の普及率は64.3パーセントであり、全国22位となっている。農業集落排水事業・合併処理浄化槽等を含めた「汚水処理施設全体」の普及率は90.7パーセントであり、全国10位である。また普及率の全国平均は、「公共下水道」が75.1パーセント、「汚水処理施設全体」が86.9パーセントとなっており、「公共下水道」はやや低めだが、「汚水処理施設全体」では、全国平均を上回っており、より一層の普及促進のため、引き続き整備を進めている。

公共下水道の処理人口普及率 (単位：千人)

年 度	県 名	普及率	行政区域 人口 A	処理可能 人口 B	順 位
		B / A			
H 2 0	鳥 取 県	61.3%	598	367	23
	全国平均	72.7%	127,076	92,411	(47都道府県)
H 2 1	鳥 取 県	63.1%	595	375	23
	全国平均	73.7%	127,058	93,600	(47都道府県)
H 2 2	鳥 取 県	64.3%	592	381	22
	全国平均	75.1%	121,235	91,038	(44都道府県)

※H22は福島県・宮城県・岩手県を除く。

汚水処理施設全体の整備状況 (単位：千人)

年 度	県 名	普及率 B / A	行政区域 人口 A	処理可能人口 B				順 位	
				公共下水道	農業集落 排水施設等	合併処理 浄化槽	コミュニティ プラント		
H 2 0	鳥 取 県	88.9%	598	532	367	115	48	3	10
	全国平均	84.8%	127,076	107,739	92,411	3,741	11,273	314	(47都道府県)
H 2 1	鳥 取 県	89.8%	595	535	375	113	44	2	10
	全国平均	85.7%	127,058	108,899	93,600	3,785	11,236	278	(47都道府県)
H 2 2	鳥 取 県	90.7%	592	537	381	112	44	1	10
	全国平均	86.9%	121,235	105,313	91,038	3,435	10,590	252	(44都道府県)

※処理可能人口は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

※H22は福島県・宮城県・岩手県を除く。

2 下水道事業等 過去 4 年間の事業費推移

(単位：千円)

項目	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
天神川流域下水道事業 (県事業)	225,610	213,000	168,671	248,546
公共下水道事業 (特定環境保全公共下水道事業を含む)	6,466,900	7,088,860	6,447,372	5,369,872
下水道事業 小計	6,692,510	7,301,860	6,616,043	5,618,418
農業集落排水事業	675,000	539,939	609,102	368,189
合併処理浄化槽	159,609	97,983	57,440	47,613
下水道事業等 合計	7,527,119	7,939,782	7,282,585	6,034,220

3 県事業

鳥取県の事業としては、県中部の倉吉市を中心とした 1 市 3 町 (合併前 1 市 5 町) を処理区とする「天神川流域下水道事業」を実施しており、昭和 48 年度に事業着手し、昭和 58 年度に一部供用開始している。また、汚水処理能力については、全体計画 40,000 立方メートル/日 (目標年度平成 35 年度) に対して、平成 23 年度末時点で 32,000 立方メートル/日の施設を整備しており、幹線管渠については、全体計画延長である 28.6 キロメートルが平成 9 年度までに整備を完了している。

4 市町村事業

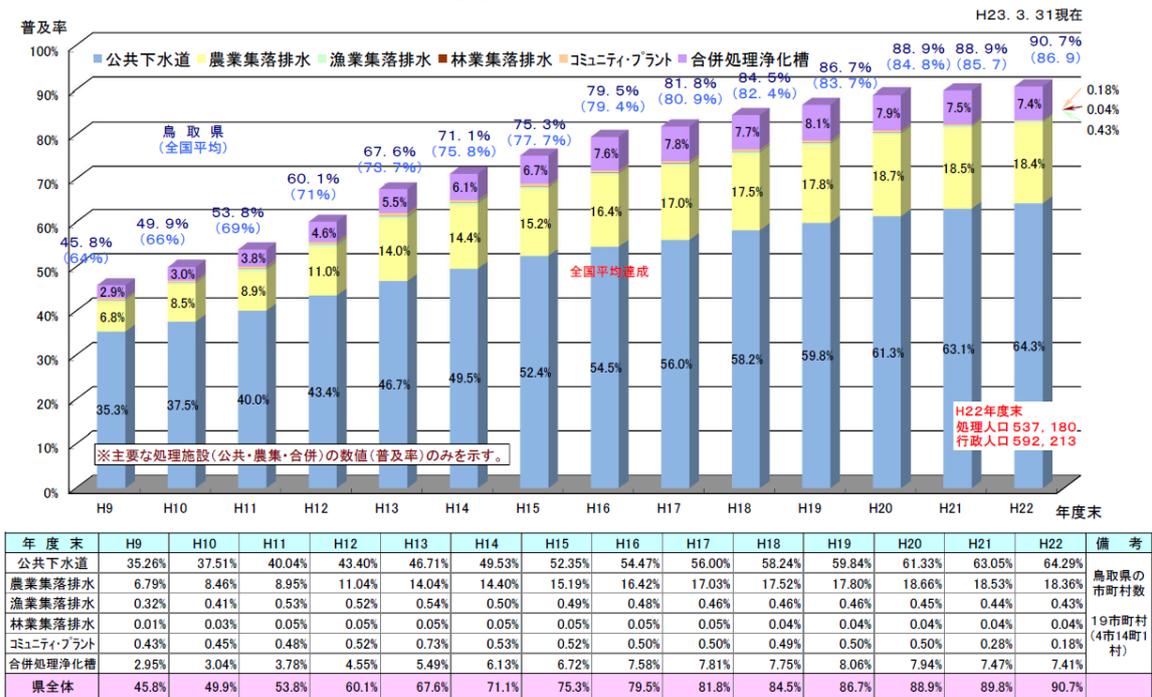
市町村実施の事業としては、平成 23 年度末時点で、県全市町村 (19 市町村) で事業に着手しており、その全てが供用開始している。

概要としては、県都の鳥取市では池として日本最大である「湖山池」をかかえ、水質保全・浄化のため下水道整備に取り組んでいる。また、米子市、境港市では、「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼である「中海」の水質環境基準達成のため、その流域内の整備促進に取り組んでおり、米子市については平成 14 年 4 月から高度処理施設の供用を開始している。

合流式下水道を有する鳥取市、米子市においては、公共用水域への未処理水排出の緊急改善計画に基づき、それぞれ平成 16 年度、平成 18 年度に工事着手している。(米子市は平成 21 年度に完了)

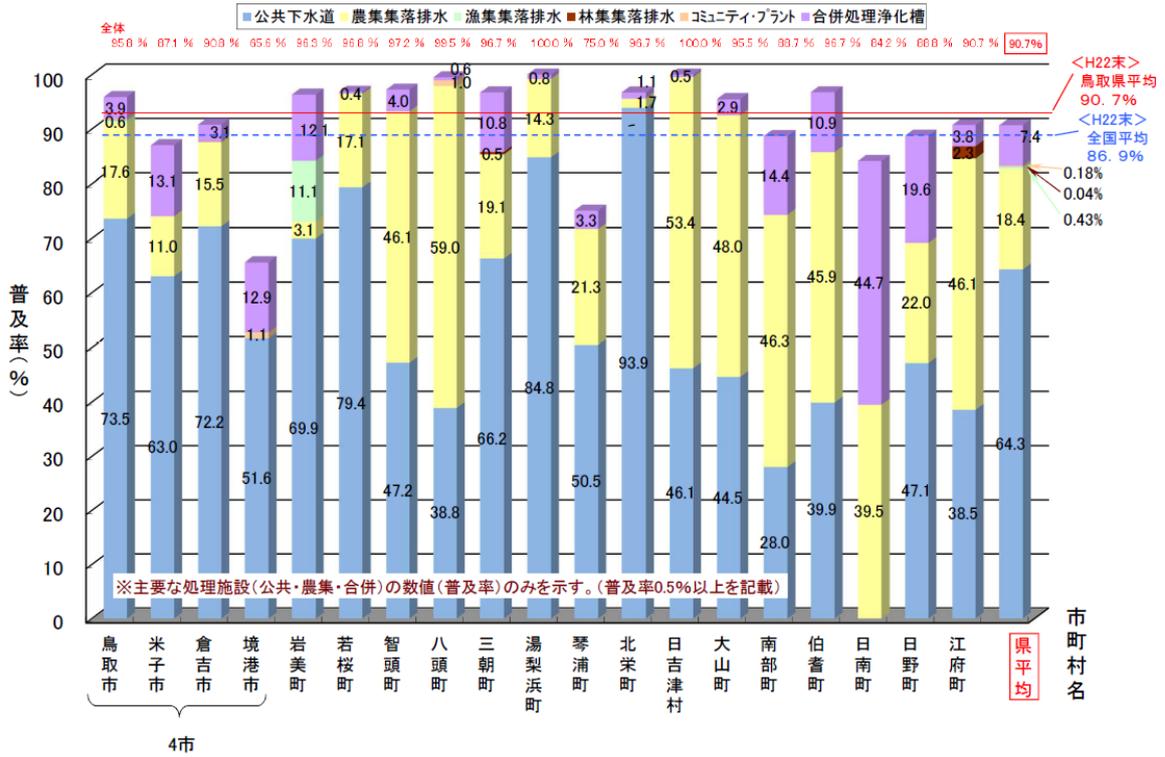
このように、県・市町村で公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全、循環型社会の実現に向けて各事業に取り組んでいるところである。

鳥取県 下水道施設別普及率推移 (年度別)

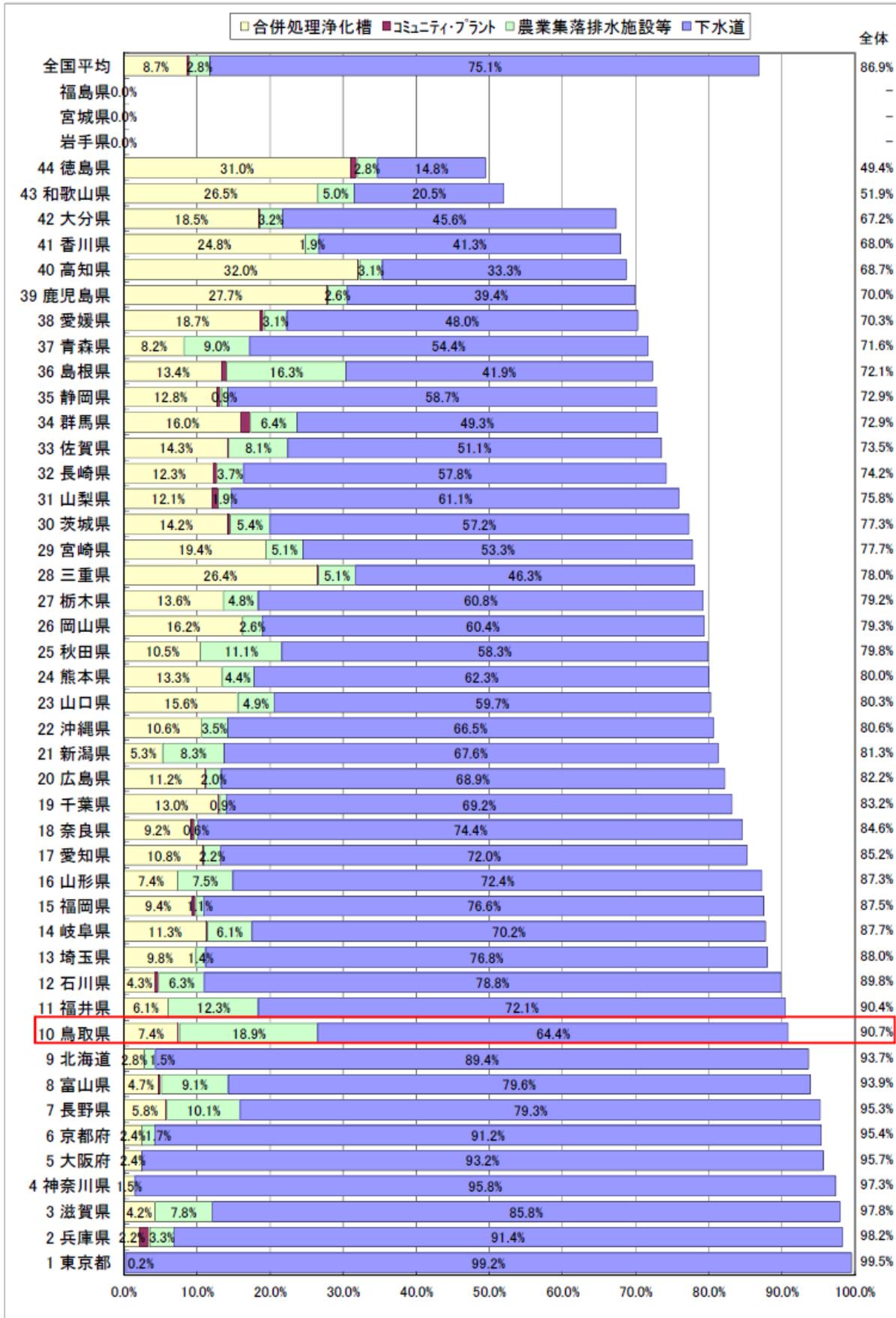


平成22年度末 鳥取県 下水道施設別普及率（市町村）

H23. 3. 31現在



都道府県別汚水処理人口普及率（H22年度末）



※コミュニティ・プラントの数値は非表示

第 3 鳥取県の下水道施設整備構想

鳥取県の将来ビジョンの実現に向けた取組の方向性のひとつである鳥取県の三大湖沼の水質の改善、美しい水辺環境の回復という目標を達成するため下水道施設の整備は大きな位置を占めており、より一層の取組が必要となる。

この目標を達成するため、県内各市町村の下水道施設の整備計画を取りまとめ、新たな整備構想を策定し、平成23年度から今後10年間を見据えた下水道施設の柔軟で効率的な整備を目指すこととしている。

なお、新たな整備構想の策定にあたっては、各種下水道施設の有する特性、経済性、将来の維持管理等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を各市町村で選定したものを、鳥取県が「鳥取県生活排水処理施設整備構想」として取りまとめた。

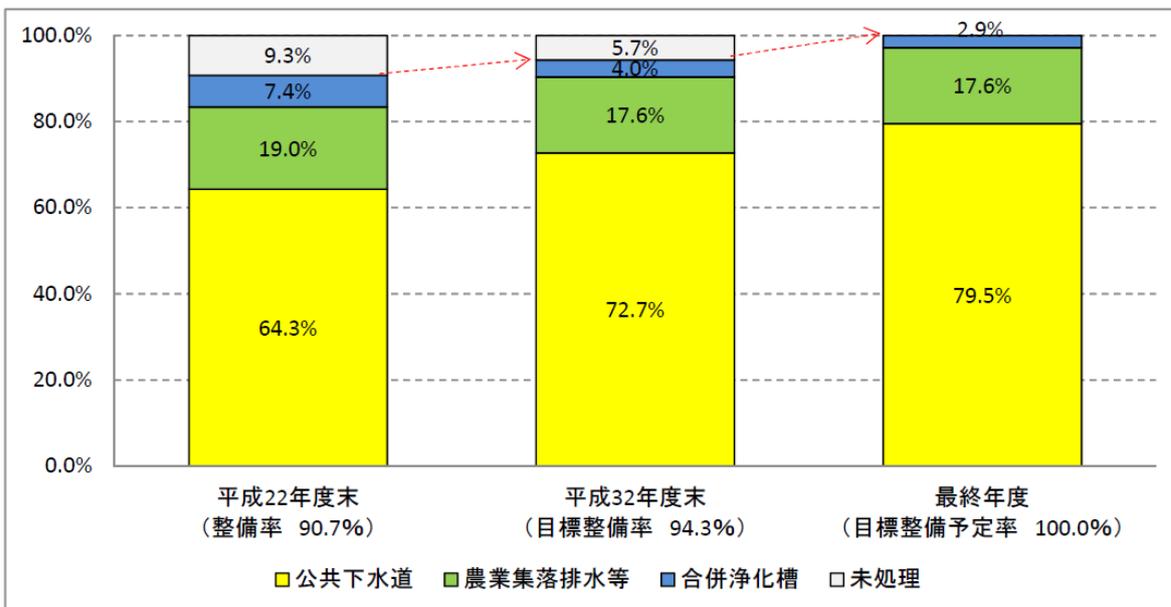
1 新しい整備構想の策定

(1) 整備手法別生活排水処理人口普及率の推移

整備手法別の人口普及率を平成22年度末実績、平成32年度末及び最終年度（平成40年代前半）について各市町村構想を基にそれぞれまとめている。

以下に、今後の整備手法別割合の推移予測を示す。

整備手法別生活排水処理人口普及率の推移

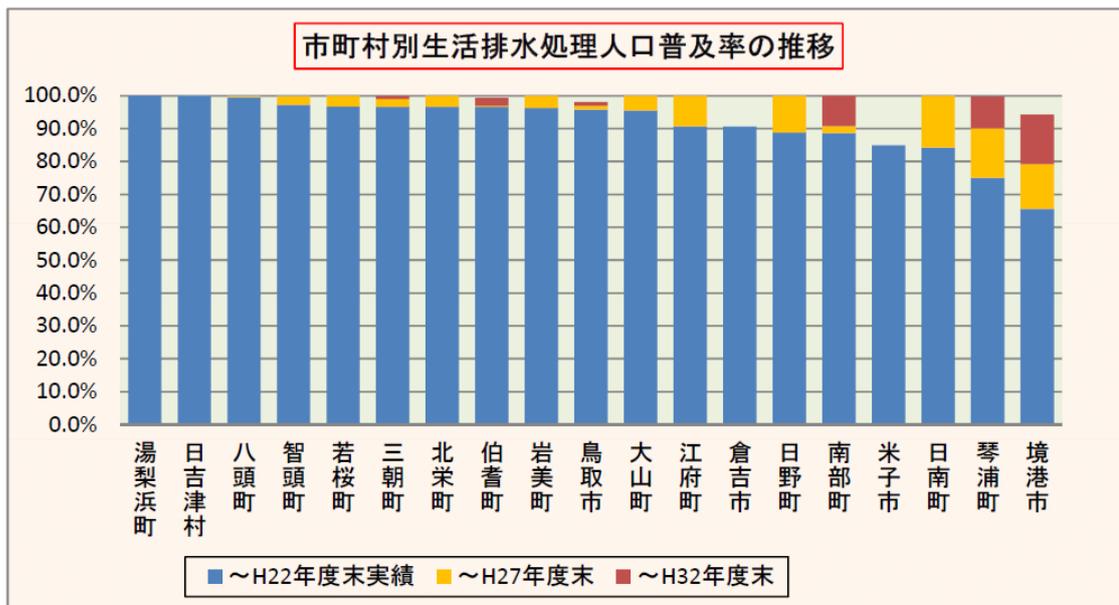


※農業集落排水等：農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水、コミュニティ・プラント、小規模集合排水

(2) 市町村別生活排水処理人口普及率の推移

市町村別の人口普及率を平成22年度末実績と、平成27年度末、平成32年度末について各市町村構想を基にそれぞれまとめている。

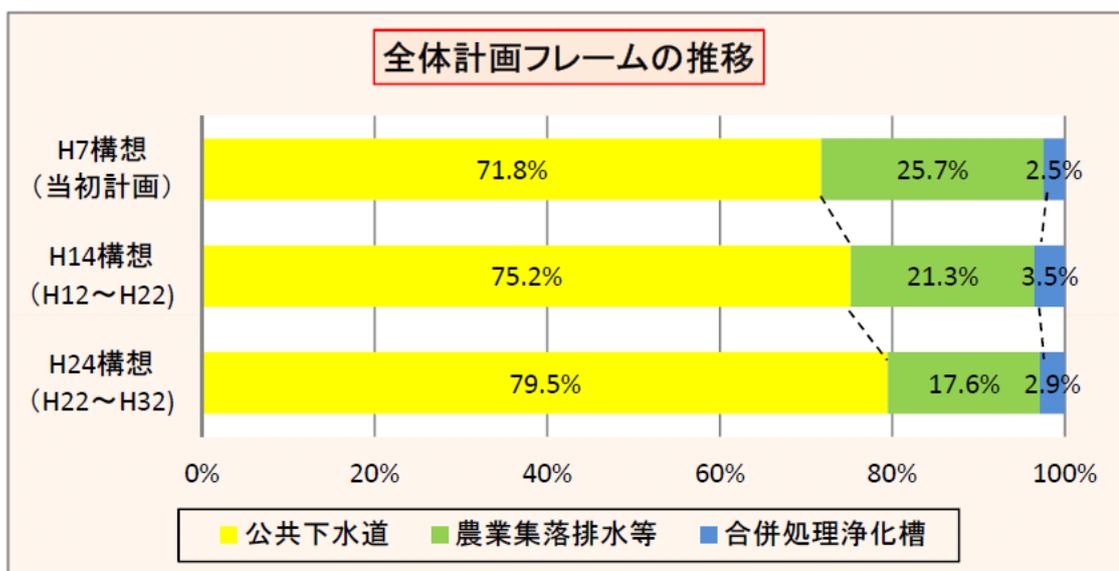
以下に、今後5年間毎の人口普及率の計画に基づく推移予測を示す。



(3) 全体計画フレームの推移

平成14年度に策定された内容について、県内19市町村において今後の行政人口の推移、経済比較等による処理区域等の見直しを行った結果を取りまとめて策定したものである。

全体計画フレーム（事業完了時の事業種別割合）の推移を以下に示す。



2 整備構想実現にあたっての課題

構想の実現、運営のために、次の課題に取り組んでいる。

(1) 整備格差の是正

市町村間の事業着手した時期の相違等により整備格差が生じているため、今後も施設整備を進める必要がある。

(2) 行政と住民の役割

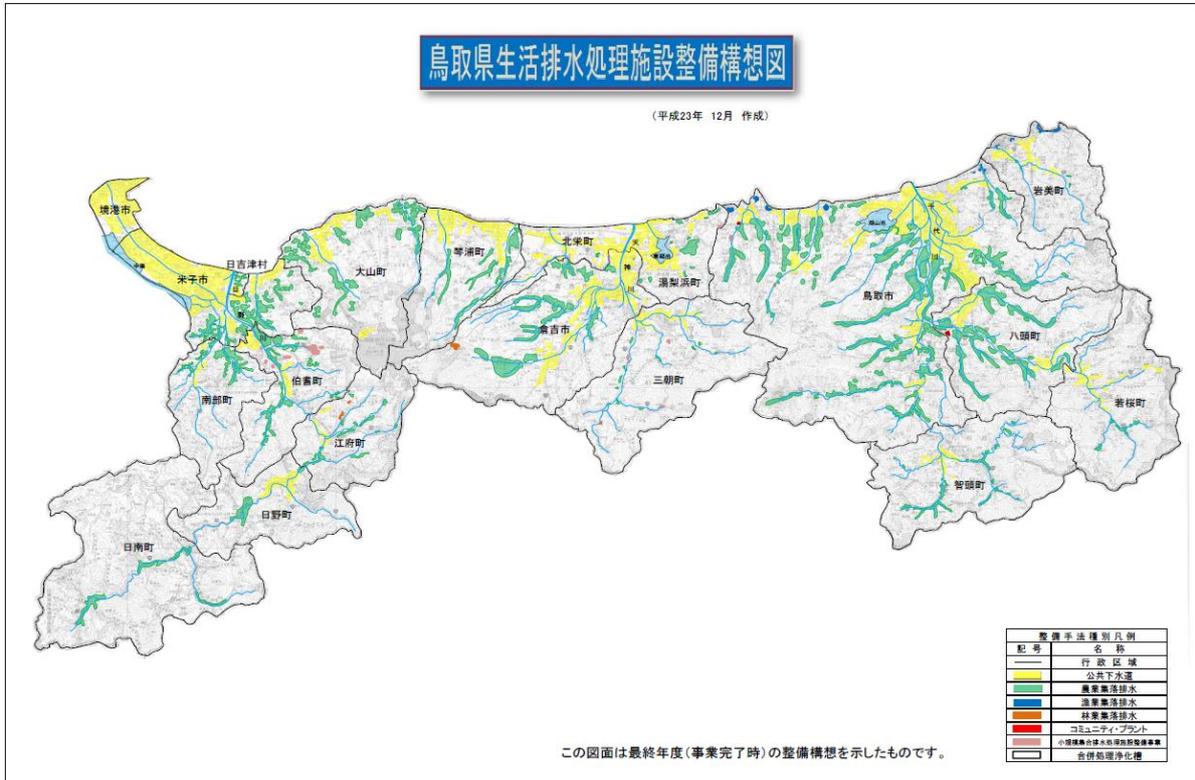
県や市町村は財源を確保し整備を進める必要があり、下水道や農業集落排水等は特別会計を置き独立採算が基本であり、経営安定のため、住民は施設完成後は速やかに接続する必要がある。

(3) 循環型社会をめざした資源の有効利用

下水道の普及に伴って発生する汚泥に対して、今後は環境への負担の少ない処理処分の対策が求められ、省資源や環境保全の観点からリサイクルも積極的に進める。

(4) 維持管理の効率化

生活排水を適正に処理していくためには、処理施設を効率的に維持管理することが重要となるため、処理施設の情報管理の高度化、遠隔管理システムの採用などにより、維持管理の効率化を目指す。



第 4 天神川流域下水道の整備状況

1 天神川流域下水道の概要

天神川流域下水道事業は、「第 2 章 監査対象の概要」の「第 2 鳥取県の下水道事業の概要」において先述のとおり、県中部の倉吉市を中心とした 1 市 3 町（合併前 1 市 5 町）を処理区とする流域下水道事業である。

天神川流域下水道全体の現況を示すと、下表のとおりである。

天神川流域下水道の概要（平成22年度末現況）

項目	内容	
流域下水道関連市町	倉吉市・湯梨浜町・三朝町・北栄町	
処理区域内面積	倉吉市	1,135 ha
	湯梨浜町	475 ha
	三朝町	192 ha
	北栄町	48 ha
	計	1,850 ha
処理区域内人口		【処理可能】 【水洗化済】
	倉吉市	36,423 人 31,294 人
	湯梨浜町	13,200 人 12,683 人
	三朝町	4,792 人 4,531 人
	北栄町	2,396 人 2,294 人
計	56,811 人 50,802 人	
排除方式	分流式	
処理方式	標準活性汚泥法	

天神浄化センター敷地面積	12.88 ha (うち進入路 0.41ha、放流渠 ^{きよ} 0.31ha)	
日平均汚水量	倉吉市	12,608 m ³ /日
	湯梨浜町	4,674 m ³ /日
	三朝町	2,073 m ³ /日
	北栄町	662 m ³ /日
	計	20,017 m ³ /日
日最大処理能力	32,000 m ³ /日	
幹線管渠 ^{きよ}	倉吉幹線	18,918 m
	東郷羽合幹線	2,711 m
	三朝幹線	4,953 m
	中江幹線	1,995 m
	計	28,577 m

2 管渠施設の概要

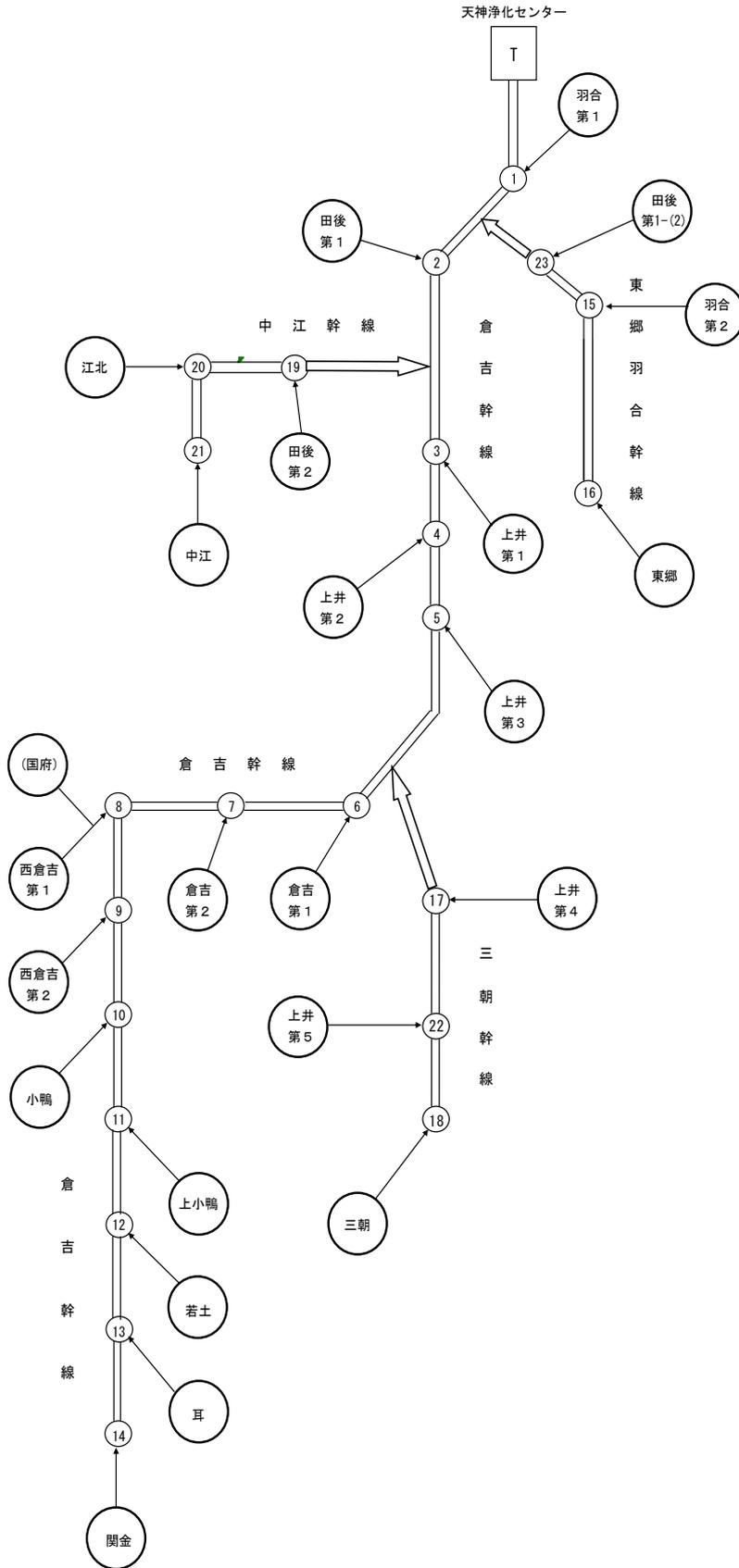
天神川流域下水道の幹線は倉吉幹線を遮集幹線として、これに三朝幹線、中江幹線、東郷羽合幹線が流入する。各流域幹線へは「投入点」と呼ばれる公共下水道管渠との接続点が設置され、投入点毎に「処理分区」という汚水を集約する区域が設定されるが、天神川流域下水道は現在23処理分区に分かれている。

これらの管渠施設の概要及び処理分区の概略図を示せば、以下のとおりである。

管渠施設の概要

幹線名	管径 (mm)	延長 (m)	区間
倉吉幹線	250	208	若土ポンプ場～小鴨川横断部まで
	400	1,365	関金接続点～耳接続点まで
	450	3,115	耳接続点～上小鴨接続点まで
	500	1,942	上小鴨接続点
	600	1,011	上小鴨接続点
	1,000	382	西倉吉第二接続点まで
	1,350	1,964	西倉吉第二接続点～西倉吉第一接続点まで
	1,100	759	西倉吉第一接続点～倉吉第二接続点まで
	1,200	1,598	倉吉第二接続点～倉吉第一接続点まで
	1,500	1,014	倉吉第一接続点～三朝幹線合流点まで
	1,650	3,194	三朝幹線合流点～上井第一接続点まで
	1,800	1,062	上井第一接続点～中江幹線合流点まで
	2,000	1,304	中江幹線合流点～天神浄化センターまで
小計	18,918		
東郷羽合幹線	900	839	東郷接続点～羽合第二接続点まで
	1,100	1,872	羽合第二接続点～倉吉幹線合流点まで
	小計	2,711	
三朝幹線	900	4,661	三朝接続点～倉吉幹線合流点まで
	1,350	292	
	小計	4,953	
中江幹線	800	429	中江接続点～江北接続点まで
	1,000	29	江北接続点～田後第二接続点まで
	1,350	1,537	～倉吉幹線合流点まで
	小計	1,995	
合計		28,577	

処理分区概略図



処理分区別既設流量計一覽
平成 2 2 年度末現在 計 2 3 箇所

市 町 名	接 続 番 号	処 理 分 区 名	最 大 計 測 (m ³ /h)
倉 吉 市	3	上 井 第 1	75
	4	上 井 第 2	300
	5	上 井 第 3	500
	17	上 井 第 4	130
	22	上 井 第 5	40
	6	倉 吉 第 1	500
	7	倉 吉 第 2	300
	8	西 倉 吉 第 1 (国 府)	130
	9	西 倉 吉 第 2	75
	10	小 鴨	75
	21	中 江	40
	11	上 小 鴨	40
	12	若 土	40
	13	耳	10
14	関 金	130	
湯 梨 浜 町	1	羽 合 第 1	130
	15	羽 合 第 2	200
	2	田 後 第 1	75
	23	田 後 第 1-(2)	40
	19	田 後 第 2	75
三 朝 町	16	東 郷	400
	18	三 朝	400
北 栄 町	20	江 北	130

凡 例	
処 理 分 区 名	○
接 続 番 号	○No

(1) 倉吉幹線

天神浄化センターを起点として湯梨浜町はわい長瀬市街西を南下して、東郷羽合幹線を合流する。さらに南下して同町田後にて中江幹線を合流する。これより南下し、市道に乗り JR 山陰本線横断手前で架橋西側の国道179号に乗り、倉吉市伊木にて三朝幹線を合流して、天神川を横断し市道に乗り西下する。

さらに、小鴨川を横断し南に方向を変え、国道313号に乗る。これより大鴨橋下流にて小鴨川を渡り再び国道313号に乗り、耳地内の平地を通過し関金処理分区との接続点に至るルートである。

(2) 東郷羽合幹線

湯梨浜町大字田後地内の倉吉幹線との合流点を起点として一般県道上浅津田後線を東上し、上浅津市街に入り右折し南下して、東郷処理分区との接続点に至るルートである。

(3) 三朝幹線

倉吉市伊木地内の倉吉幹線との合流点を起点として東上し、国道179号に乗り南下して、同市下余戸、上余戸の丘陵部及び大原地内の平地を通過したうえで、天神川沿いに南下し、三朝処理分区との接続点に至るルートである。

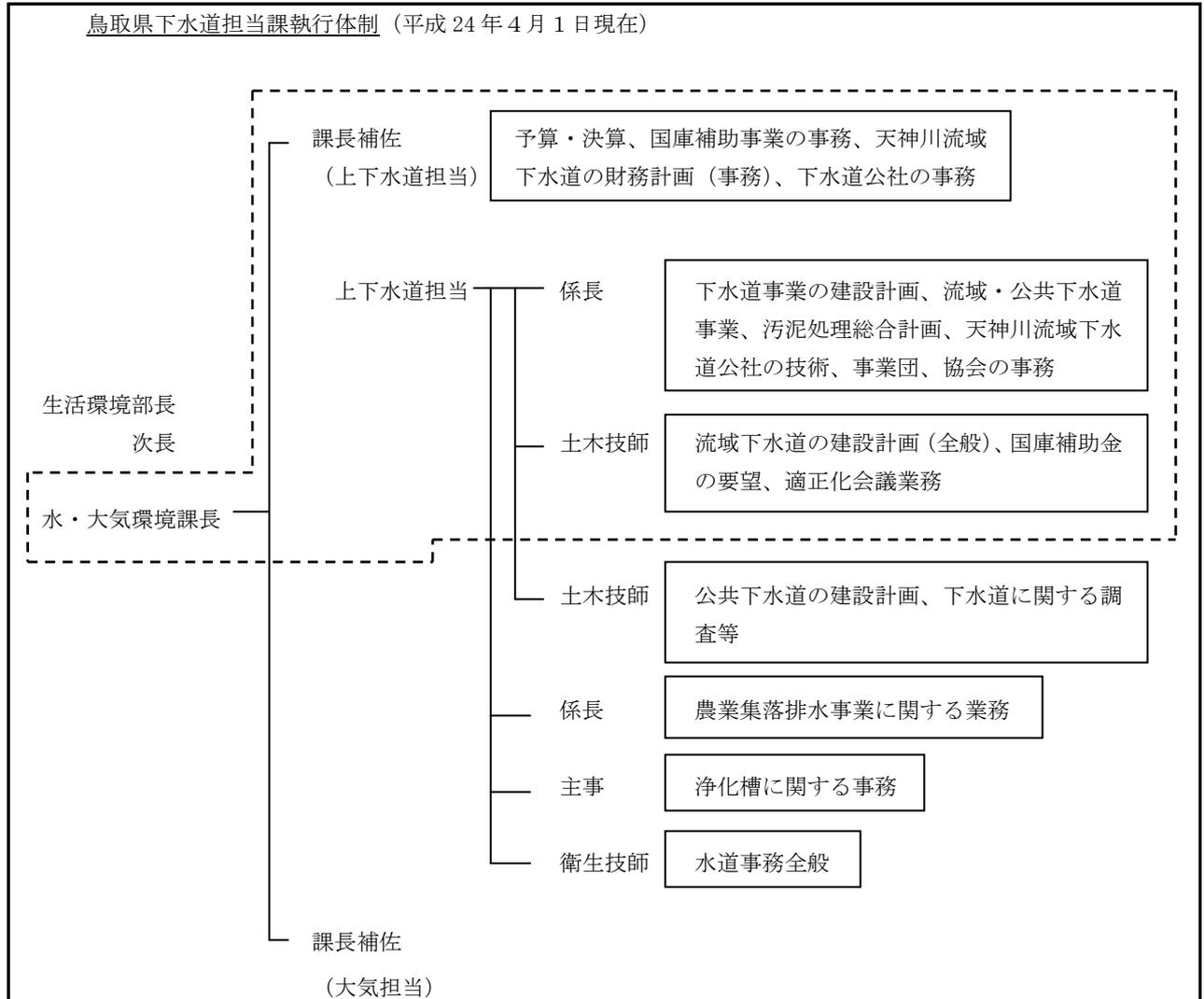
(4) 中江幹線

湯梨浜町田後地内の倉吉幹線との合流点を起点として西下し、天神橋下流にて天神川を横断して、北栄町市街の一般県道羽合東伯線に乗り同線を横断して南下し、中江処理分区との接続点に至るルートである。

第 5 天神川流域下水道事業の実施体制

1 県における組織

下水道事業の運営は、生活環境部の水・大気環境課が行っており、事業の執行体制は以下の組織図のとおりである。また、破線内が天神川流域下水道事業の事務に関連する担当である。



なお、当下水道事業に係る管渠・関連施設などの工事及び委託に関する事務については、中部総合事務所県土整備局などが担当しているが、これについての詳細は「第 3 章 監査の結果」の「第 1 天神川流域下水道事業特別会計」において後述する。

2 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

下水道公社の概要は、以下のとおりである。

① 設立年月日

昭和 57 年 8 月 1 日（平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人に移行）

② 基本財産（出捐金）

300 万円

（内訳）鳥取県 150 万円

倉吉市、湯梨浜町 各 50 万円

三朝町、北栄町 各 25 万円

③ 設立目的

定款に記載されている目的は、次のとおりである。

天神川流域下水道の維持管理に関する業務を行うとともに、下水道知識の普及・啓発活動及び下

水道技術に関する調査研究等を行い、県及び流域関連市町が実施する下水道事業に協力し、もって地域住民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

④ 沿革

- 昭和57年 8 月 財団法人鳥取県天神川流域下水道公社設立
- 昭和59年 1 月 天神川流域下水道の一部供用開始
- 昭和60年 5 月 汚泥処理開始
- 平成元年 4 月 天神川流域下水道関連公共下水道の全市町が供用開始
- 平成 9 年 7 月 汚泥焼却設備の運転管理を開始
- 平成24年 4 月 公益財団法人に移行

⑤ 所在地

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地（天神浄化センター内）

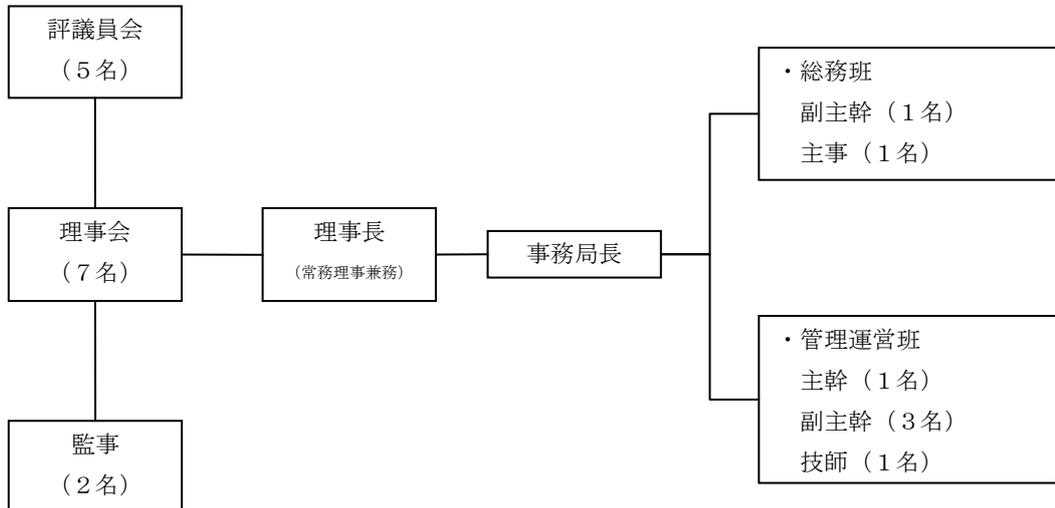
⑥ 事業内容

- 定款に記載されている事業は、次のとおりである。
- ア. 天神川流域下水道の処理施設の運転操作等の維持管理業務
 - イ. 下水道の水質分析等業務
 - ウ. 下水道技術の養成業務
 - エ. 下水道技術の調査研究業務
 - オ. 下水道知識の普及及び啓発等業務
 - カ. その他公社事業の目的を達成するために必要な事業

⑦ 人員（平成24年 6 月 1 日現在）

- 役員 9 名（常勤 1 名、非常勤 8 名）
- うち監事 2 名
- 評議員 5 名
- 職員 8 名（事務局長 1 名、総務班 2 名、管理運営班 5 名）

⑧ 組織図



⑨ 所管部署

県生活環境部 水・大気環境課

⑩ 指定管理者制度

公の施設の管理主体については、これまで公共団体や県が出資している一部の法人等に限定されていたが、平成15年 6 月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、民間事業者を含む法人その他の団体も指定管理者として、施設の管理を行うことができるようになった。

このため、鳥取県天神川流域下水道について、住民サービスの向上、管理経費の節減、管理運営の効率化を図るために、指定管理者制度が導入されることになり、平成20年5月に「天神川流域下水道条例の一部を改正する条例」が県議会で議決された。その後、県において指定管理候補者審査委員会で審査が行われ、平成20年11月の県議会での下水道公社を指定管理者とすることについての議決を得て、平成20年12月に下水道公社が指定管理者に指定されている。

下水道公社の指定管理者としての業務は、「天神川流域下水道の管理運営に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づいている。協定書の主な概要は、以下のとおりである。

協定の期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道の運転に関する業務 ・流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びにこれらの修繕に関する業務 ・その他管理施設の運営に関して必要な業務 委託業務の細目については、天神川流域下水道仕様書により定められている。
委託料の総額	5年間で2,079,813千円 各年度の支払限度額 (平成21年度 415,962千円、平成22年度～24年度 415,963千円、平成25年度 415,962千円)
委託料の確定	実費精算方式 (各年度の支払限度額を上限に委託業務に実際に要した費用の額を基に委託料の精算を実施)
責任分担	県と下水道公社の責任分担事項が定められている。
事業計画	下水道公社は、各年度の2月末までに翌年度の事業計画書を県に提出し、承認を受けなければならない。
事業報告	下水道公社は、事業報告書を毎年度終了後30日以内に県に提出しなければならない。
業務報告	下水道公社は、毎月、業務報告書を作成し、翌月15日までに県に提出しなければならない。
再委託の禁止	下水道公社は、委託業務を他の者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県の承認を受けて、委託業務の一部を他の者に委託することができる。

第6 天神川流域下水道事業に係る決算概要

1 天神川流域下水道事業特別会計

天神川流域下水道事業特別会計に関する、過去3年間の歳入歳出は以下のとおりである。

天神川流域下水道事業特別会計の推移

(単位：円)

区分	科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳入	天神川流域下水道事業費負担金	(15,633,000)	(37,930,000)	(12,955,487)
	行政財産使用料	719,963,910	737,962,693	736,637,655
	天神川流域下水道事業費国庫補助金	535,599	767,999	553,340
	一般会計から繰入	(33,402,000)	(76,570,000)	(49,455,125)
	繰越金	65,832,000	121,020,375	164,520,850
	天神川流域下水道事業	511,479,863	3,594,500	5,223,050
	繰越金	(1,370,000)	(1,930,000)	(425,875)
	天神川流域下水道事業	108,188,802	650,671,571	684,726,752
	天神川流域下水道事業	(15,500,000)	(36,000,000)	(12,600,000)

	債	26,500,000	61,400,000	45,600,000
	雑入	400,000	0	0
	合計	(65,905,000)	(152,430,000)	(75,436,487)
		1,432,900,174	1,575,417,138	1,637,261,647
歳 出	建設事業費	(64,668,000)	(152,430,000)	(75,366,100)
		125,563,171	245,577,500	264,043,650
	管理運営費	(1,018,500)	(0)	(0)
		145,971,347	139,787,577	182,278,166
	業務費	360,835,491	358,921,676	364,492,128
	元金	104,525,348	88,407,423	88,010,873
	利子	45,333,246	42,391,035	40,679,812
	一般会計繰出金	0	15,605,175	37,960,415
	合計	(65,686,500)	(152,430,000)	(75,366,100)
		782,228,603	890,690,386	977,465,044
歳入歳出差引残額		(218,500)	(0)	(70,387)
		650,671,571	684,726,752	659,796,603

※各欄上段のかつこ書きは、前年度からの繰越分を内書として表しているものである。

歳入及び歳出の構成要素に係る内容は、以下のとおりである。

(1) 歳入

ア 天神川流域下水道事業費負担金

下水道法第31条の2の規定によって、流域下水道の維持管理に要する費用及び起債償還金（下記の「カ 天神川流域下水道事業債」の償還金）に充当するものとして、流域関連公共下水道管理者である市町より、その流入数量などに応じて負担を求めるものとしての負担金

イ 行政財産使用料

下水道公社職員が、同公社内の駐車場を使用することに対して、当該職員より徴している使用料など

ウ 天神川流域下水道事業費国庫補助金

流域下水道事業に係る終末処理場、^{きよ}管渠等の建設経費の国庫負担部分

エ 一般会計から繰入

建設事業費の財源は、国庫補助金、起債、上記アの市町負担金でまかなうこととなるが、それらの歳入額が不足する場合に一般会計より財源充当を行うものなどが、ここでいう一般会計からの繰入に該当することとなる。

オ 繰越金

天神川流域下水道事業特別会計の、前年度における歳入歳出差引残額である。

カ 天神川流域下水道事業債

当該年度の建設事業費に充当するため、財源調達額として起債された額に相当するもの

キ 雑入

下水道公社への業務委託料のうち、同公社より返納されたものなど

(2) 歳出

ア 建設事業費

^{きよ}幹線管渠の防食工事や、浄化センターに係る関連施設の改築工事などに関する工事請負費、及びそれらに関連した設計業務等の委託料など

イ 管理運営費

浄化センターに係る関連施設の点検整備工事費、及び同センターにおいて生じる汚泥の処理業務に関する委託料など

ウ 業務費

下水道公社に対する、浄化センターの維持管理等の運営に関する委託料など

エ 元金及び利子

過去において、建設事業費の財源調達のために発行された下水道事業債の、当該年度における元本償還額及び支払利子相当額

オ 一般会計繰出金

当該年度における市町から徴した天神川流域下水道事業費負担金のうち、起債償還金に充てた残額相当額を、一般会計に繰出した金額

なお、歳出の詳細は下表のとおりである。

天神川流域下水道事業特別会計の歳出の推移

(単位：円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与	8,233,060	6,990,000	82,500
普通旅費	165,940	0	54,524
特別旅費	0	0	22,800
その他需用費	105,248	223,643	45,836
役務費	56,923	11,377	40,820
使用料	660,000	403,980	353,520
事務費計	9,221,171	7,629,000	600,000
委託料	19,467,450	17,098,200	22,177,550
工事請負費	32,206,550	68,420,300	165,900,000
小計	51,674,000	85,518,500	188,077,550
建設事業費計	60,895,171	93,147,500	188,677,550
給与	0	1,246,800	8,305,500
時間外勤務手当	0	132,000	130,000
その他手当	3,547,564	3,972,892	4,001,046
児童手当	60,000	280,000	288,000
共済費	2,574,000	3,106,675	3,177,167
普通旅費	236,984	485,328	533,686
その他需用費	47,680	27,109	1,470,685
役務費	541,164	645,140	464,700
使用料	14,210	317,062	55,125
備品購入費	758,100	9,308,250	132,950
負担金補助費	744,600	717,000	593,200
公課費	3,535,000	5,346,100	2,219,300
小計	12,059,302	25,584,356	21,371,359
委託料	8,876,895	21,990,021	37,700,857
工事請負費	124,016,650	92,213,200	123,205,950
小計	132,893,545	114,203,221	160,906,807
管理運営費計	144,952,847	139,787,577	182,278,166
委託料	360,835,491	358,921,676	364,492,128
業務費計	360,835,491	358,921,676	364,492,128
元金	104,525,348	88,407,423	88,010,873
利子	45,333,246	42,391,035	40,679,812
公債費計	149,858,594	130,798,458	128,690,685
一般会計繰出金	0	15,605,175	37,960,415
一般会計繰出金計	0	15,605,175	37,960,415
現年計	716,542,103	738,260,386	902,098,944
その他需用費	900,100	489,150	0
委託料	18,034,800	92,984,400	4,732,900
工事請負費	45,733,100	58,956,450	70,633,200
建設事業費計	64,668,000	152,430,000	75,366,100
委託料	1,018,500	0	0
管理事業費計	1,018,500	0	0
繰越計	65,686,500	152,430,000	75,366,100
年度計	782,228,603	890,690,386	977,465,044

上記のとおり、歳出規模が連年増加傾向にあるが、それに関しては以下の点が掲げられる。

(1) 建設事業費に係る工事請負費の増加

以下のような、予算規模が大きい工事が行われたことによるものである。

工事名	年度	工事請負費(円)	国庫補助率
浄化センター焼却施設空気予熱器改築工事	平成22年度	20,280,000	2 / 3
	平成23年度	126,237,000	
	合計	146,517,000	
幹線人孔改築工事	平成22年度	43,140,300	1 / 2
幹線 ^{きよ} 管渠防食工事	平成23年度	39,378,300	1 / 2

管渠^{きよ}及び浄化センターに係る施設等の老朽化に伴い、工事請負費が増加しているものであるが、工事請負費に係るほとんどの事業が国庫補助事業であることから、歳出に比例して国庫補助金も増加している。

(2) 一般会計繰出金の増加

先述のとおり、一般会計繰出金は市町から徴した天神川流域下水道事業費負担金のうち、起債償還金に充てた残額相当額であるが、その金額が増加したことによるものである。

詳細については、「第3章 監査の結果」の「第1 天神川流域下水道事業特別会計」において後述することとする。

2 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

下水道公社の財務状況の最近3か年推移は、下記のとおりである。

(1) 収支計算書

(単位：千円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(収入の部)			
基本財産運用収入	39	38	47
事業収入	360,835	358,922	364,492
雑収入	5	3	2
事業活動収入計	360,879	358,963	364,541
(支出の部)			
維持管理事業費支出	323,850	322,351	327,567
普及啓発事業費支出	555	502	470
技術者養成事業費支出	57	87	184
管理費支出	36,417	36,023	36,320
事業活動支出計	360,879	358,963	364,541
当期収支差額	-	-	-
次期繰越収支差額	-	-	-

上表より、主に以下のことが特徴としてあげられる。

収入の部では、県の特別会計から下水道公社に支払われる委託料が事業収入として計上され、収入の大部分を占めている。

委託料の精算については、県との協定により、委託料に余剰が生じた場合は、その余剰金を県に返還することとされているので、毎年度、当期収支差額はゼロとなる。

なお、収入及び支出の構成要素に係る内容は、以下のとおりである。

① 収入

ア 基本財産運用収入

基本財産の運用による利息収入

- イ 事業収入
 - 県からの委託料収入
- ウ 雑収入
 - 普通預金の利息収入など

② 支出

- ア 維持管理事業費支出
 - 下水道処理施設の運転操作等の維持管理業務に関する支出。費目別内訳については、「第 3 章 監査の結果」の「第 3 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社」の「1 委託費」に記載
- イ 普及啓発事業費支出
 - 下水道コンクールに関する支出、ホームページの管理に関する支出など
- ウ 技術者養成事業費支出
 - 職員の資質向上を図るため、各種研修会、講習会への参加費など
- エ 管理費支出
 - 理事長、事務局長、総務班職員の人件費、租税公課、事務に関する支出など

(2) 貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(資産の部)			
流動資産	29,552	29,754	31,214
現金預金	29,511	29,740	31,214
仮払金	41	14	-
固定資産	3,000	3,000	3,000
基本財産	3,000	3,000	3,000
資産合計	32,552	32,754	34,214
(負債の部)			
流動負債	29,552	29,754	31,214
預り金	213	182	673
未払金	29,339	29,572	30,541
負債合計	29,552	29,754	31,214
(正味財産の部)			
指定正味財産	3,000	3,000	3,000
正味財産合計	3,000	3,000	3,000
負債及び正味財産合計	32,552	32,754	34,214

上表より、主に以下のことが特徴としてあげられる。

貸借対照表の資産としては、現金預金の残高が多額に計上されているが、これは、業務委託費等に係る未払金や源泉所得税等の預り金の支払が翌年度の 4 月以降に行われることによるものである。

3 公債費

(1) 下水道事業債

下水道の建設は、一般に短期間に集中的な投資を要し、また、下水道はその事業効果が長期にわたるので、建設事業費の地方負担の財源については地方債を充当することにより、世代間の衡平を図ることが適当であるとされている。

また、下水道事業は公営企業として位置づけられており、汚水処理に係る建設事業費に充当した地方債の元利償還金は公営企業としての収入で賄うことが出来るので適債性の点でも問題ないとされている。

地方債については、従前は国の許可がなければ発行することが出来なかったが、平成18年度からは、協議という手続を経れば、許可を必要とすることなく地方債を発行することが出来ることとなった。

下水道事業については、平成24年度地方債同意等基準（平成24年4月6日総務省告示第155号）において、公共下水道ほか11種類の汚水処理施設に係る建設改良費及び準建設改良費を協議の対象とすることとされている。

なお、建設改良費とは固定資産の新規取得又はその価値の増加のために要する経費をいい、当該経費により建設又は改良された資産は、将来、減価償却費部分の便益を発生させることから、当該便益に係る料金収入が将来見込めるものであり、建設改良費に対する記載は簡易協議とし、原則として同意する取扱いとされている。また、建設事業を実施するために直接必要であり、かつ、適正な範囲内の事務的経費（職員経費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費等の物件費及び人件費をいう。）などのような経費も対象とされている。

(2) 下水道債の現況

平成23年度末における発行年度ごとの下水道債の発行額、残高は以下のとおりである。

下水道債発行額及び残高

(単位：千円)

発行年度	発行額	平成23年度末残高
平成13年度以前	1,588,000	866,032
平成14年度	133,000	112,910
平成15年度	87,000	76,079
平成16年度	82,000	75,058
平成17年度	67,000	63,752
平成18年度	70,000	69,164
平成19年度	100,000	100,000
平成20年度	27,000	27,000
平成21年度	42,000	42,000
平成22年度	47,000	47,000
平成23年度	38,000	38,000
合計	2,281,000	1,516,995

平成23年度においては、3,800万円の下水道債が新たに発行された。平成23年度末における残高は約15億円であり、平成23年度には、元金約8,800万円及び利息約4,068万円が償還された。平成19年度をピークに、下水道債の新規発行は減少傾向にある。現在最も古いものでは、昭和61年度以降に借入をしたものについて償還が続いている。また、下水道債は、通常5年間据え置きの後償還されるため、平成19年度以降に発行されたものについては、まだ元金の償還が行われず、利息のみの支払となっている。

(3) 下水道債の繰上償還について

地方公共団体の財政融資資金借入の一部について、平成19年度から平成21年度までの臨時特例措置として、「繰上償還についての基本的考え方」（平成16年12月23日財投分科会）に規定する「4条件」を満たし地方財政法に基づいて行うことを前提に、繰上償還が認められた。この処置の対象となるのは、平成4年5月までに貸し付けられた、金利5パーセント以上の普通会計債及び一部の公営企業債であり、県は、平成19年度から平成21年度にかけて総額5億円超の繰上償還を行った。それぞれの年度ごとの繰上償還額の明細は以下のとおりである。

繰上償還額の明細

(単位：千円)

償還年度	借入年月日	利率	当初借入額	繰上償還額
平成19年度	S56.5.29	7.60	293,000	25,679
	S57.5.31	7.40	282,000	46,975
	S58.5.30	7.40	369,000	89,010

	S59. 5. 28	7. 20	184, 000	56, 435
	S60. 5. 30	7. 20	286, 000	106, 038
	H2. 5. 30	6. 80	13, 000	8, 073
	小計		1, 427, 000	332, 210
平成20年度	S61. 5. 27	6. 05	81, 000	35, 669
	S61. 5. 27	6. 05	68, 000	29, 945
	S61. 5. 30	6. 15	190, 000	71, 615
	H2. 4. 30	6. 20	29, 000	18, 123
	H4. 5. 28	5. 60	9, 000	5, 883
	小計		377, 000	161, 235
平成21年度	H4. 5. 27	5. 50	20, 000	12, 891
	小計		20, 000	12, 891
	合計		1, 824, 000	506, 336

平成19年度から平成21年度までの3年間で5億円超の債務が繰上償還により返済された。この繰上償還の財源としては、平成18年度末現在において特別会計における維持管理負担金に余剰金があったため、この余剰金（平成18年度決算時点671百万円）を一旦活用し、繰上償還完了期において所要額を一般会計から繰り出して補てんした。維持管理負担金の余剰金については後に述べる。

これらの繰上償還により、利率5パーセント以上の債務は全て償還されたが、古くからの債務については、いまだに高めの利率が適用されている。以下は、平成23年度の利率ごとの下水道債の残高の一覧である。

利率別下水道債残高

(単位：千円)

利率	平成23年度末 残高	平成24年度元金 償還予定額	平成24年度利息 支払予定額
4%以上	263, 652	39, 576	11, 880
3%以上4%未満	86, 662	5, 770	3, 152
2%以上3%未満	831, 074	32, 952	17, 963
2%未満	335, 607	11, 073	5, 142
合計	1, 516, 995	89, 371	38, 137

平成23年度末において、利率4パーセント以上の債務が263, 652千円、これに対し平成24年度の償還予定額は、元金39, 576千円、それに対する利息は11, 880千円である。

第3章 監査の結果

第1 天神川流域下水道事業特別会計

1 市町からの負担金

下水道事業は、地方財政法上の公営企業として位置づけられ、特別会計の設置と、適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則が採られている。

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。
(地方財政法第6条より抜粋)

下水道の維持管理に係る費用負担のあり方については、下水道の基本的性格を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的には、雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担することとしている。

鳥取県においては天神川流域下水道の維持管理を適正に行うため、昭和58年3月に維持管理財政計画を策定し、同年12月に関係市町と覚書を締結し、次の事項を定めた。

- ア 流域下水道の維持管理に要する費用は、下水道法第31条の2の規定によって、流域関連公共下水道管理者（市町）に対し、その受益の割合に応じて負担を求めるものとする。
- イ 負担金は、排水1立方メートル当たりの負担金単価によって算定するものとする。
- ウ 各年度の市町負担額は、流入水量に負担金単価を乗じた金額とする。
- エ 負担金単価は、昭和58年度から平成24年度までの30年間に見込まれる予測流入水量に基づく負担金総額と管理運営に要する費用が均衡するようにその原価計算を行い算定する。
- オ この負担金単価は、実態に即し3年ごとに見直しを行う。

また、資本費の回収については、平成13年3月に関係市町と覚書を締結し、次の事項を定めた。

- ア 平成13年度から資本費の回収を行うものとする。
- イ 資本費の回収対象範囲は、平成17年度末までに借り入れた資本費（交付税措置を除く。）とする。
- ウ 資本費の回収は県と市町が2分の1ずつ行うものとする。
- エ 資本費回収単価については、県と市町が協議して3年毎に決定する。

これらの覚書に基づき、処理水量や施設の維持管理費用を見通した財政計画を策定し、流量当たりの単価を定めて、関係市町から流量に応じた負担金を徴収している。この財政計画は3年ごとに見直し、県と市町とで締結している覚書を改正して単価を改定している。その際、下水道法第31条の2第2項により、関係市町の意見聴取を行ったうえ、県議会の議決を経て定められることとなっている。

過年度の流量当たり負担金単価の推移は次の表のとおりである。

流量当たり負担金単価の推移

(単位：円/㎡)

区分	S58 ～60	S61 ～63	H 1 ～ 3	H 4 ～ 6	H 7 ～ 9	H10 ～12	H13 ～15	H16 ～18	H19 ～21	H22 ～24
流量当たり単価	71	76	86	99	112	116	116	116	116	116
維持管理費 A	71	76	86	99	112	116	92	82	74	70
資本費回収 (県分) B	0	0	0	0	0	0	12	17	21	23
資本費回収 (市町分) C	0	0	0	0	0	0	12	17	21	23
市町から県に支払う金額 A+B	71	76	86	99	112	116	104	99	95	93

昭和58年度以降、改定の度に流量当たり単価は増加傾向にあったが、平成10年度～12年度の改定以降116円/立方メートルで据え置きの状態が続いている。

平成21年12月の改定時における単価の計算においては、まず負担金単価額116円/立方メートルを維持するという結論のもと、平成22年度から3年間の維持管理費用の予測を行い、維持管理費単価を算定している。その際に、維持管理費負担金の平成21年度末における繰越金約6.5億円のうち2.6億円を維持管理費に充当している。

資本費回収分の金額は、負担金の総額116円/立方メートルから上記により計算した維持管理費用部分70円/立方メートルを控除した46円/立方メートルとし、それを県と市町で1/2ずつ充当することとした。

維持管理費の予測額は、指定管理期間中における下水道公社の委託費に関しては、県と下水道公社との間における協定で定められた金額（以下「協定額」という。）により、また、その他の経費については、平成21年度の協定額に基づき、賃金、物価の変動はないものとして見積もった金額により計算している。

平成19年度から平成24年度までの維持管理費の予測額は、以下のとおりであった。

維持管理費予測額

(単位：百万円)

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24
職員人件費	9	7	7	7	7	7
管理運営費	15	35	19	19	19	19
汚泥処分委託料	5	5	5	5	5	5
浄化センター 維持補修費	-	-	139	160	177	182
管渠 ^{きよ} 維持補修費	9	1	7	7	7	7
下水道公社委託費	483	579	416	416	416	416
合計	521	627	593	614	631	636
3年間合計	1,741			1,881		

(1) 負担金額の算定方法の改定について【指摘事項】

流量当たり単価の決定方法は、資本費及び維持管理費両方を含めた単価を算定し、総額から維持管理費負担分を控除した金額を、資本費回収分として徴収している。

しかし、資本費と維持管理費とはその性質が異なるものであり、まず受益者負担金の総額を決定して、それからその総額をそれぞれ資本費と維持管理費部分に振り分けるような算定方法は採られるべきではない。また、「天神川流域下水道事業の維持管理財政計画」によると、維持管理費に余剰が生じた場合でも、資本費部分に流用することは許されない。結果として、維持管理費部分に余裕を持って単価設定を行った場合、資本費回収の金額が少なくなってしまう。

適正な資本費回収予測、維持管理費発生予測に基づき金額を算定し、それらを合計した金額を各市町から徴収する方式を採るべきである。

(2) 維持管理費の的確な予測について【指摘事項】

平成23年度末現在において、維持管理負担金に係る合計6億円超の維持管理費の余剰金が生じている。なお、余剰金の過去3年間の推移は以下のとおりである。

余剰金累計の推移

(単位：千円)

年度	金額	増減額
平成21年度末	650,671	-
平成22年度末	684,726	34,055
平成23年度末	659,796	△ 24,930

余剰金が生じている原因は、下水道公社に対する委託金額の協定額の根拠となる指定管理者指定申請時の支出計画額と実際の予算額との差によるものと考えられる。そこで、過去3年間の、下水道公社の支出計画額と予算額との比較を、以下のとおり示した。

支出計画額と予算額の比較

平成21年度

(単位：千円)

科目	支出計画額	予算額	差異	備考
人件費	59,681	57,872	1,809	
管理費	13,949	11,533	2,416	
維持管理事業費	341,150	294,792	46,358	
委託費	192,680	165,894	26,786	運転管理業務、修景施設維持管理業務他
燃料費	26,511	14,614	11,897	汚泥焼却用、自家発電用重油等
光熱水費	81,164	72,731	8,433	設備等電気代、水道料

その他	40,795	41,553	△ 758	
普及啓発事業費	723	559	164	
調査研究事業費	206	89	117	
技術者養成事業費	292	222	70	
計	416,001	365,067	50,934	

平成22年度

(単位：千円)

科目	支出計画額	予算額	差異	備考
人件費	59,900	57,441	2,459	
管理費	13,431	11,177	2,254	
維持管理事業費	341,450	293,214	48,236	
委託費	192,323	165,131	27,192	運転管理業務、修景施設維持管理業務他
燃料費	26,613	16,677	9,936	汚泥焼却用、自家発電用重油等
光熱水費	81,511	73,837	7,674	設備等電気代、水道料
その他	41,003	37,569	3,434	
普及啓発事業費	723	538	185	
調査研究事業費	206	60	146	
技術者養成事業費	292	218	74	
計	416,002	362,648	53,354	

平成23年度

(単位：千円)

科目	支出計画額	予算額	差異	備考
人件費	60,119	59,622	497	
管理費	13,373	12,487	886	
維持管理事業費	341,289	316,954	24,335	
委託費	192,749	168,961	23,788	運転管理業務、修景施設維持管理業務他
燃料費	26,787	23,004	3,783	汚泥焼却用、自家発電用重油等
光熱水費	81,804	79,834	1,970	設備等電気代、水道料
その他	39,949	45,155	△ 5,206	
普及啓発事業費	723	711	12	
調査研究事業費	206	225	△ 19	
技術者養成事業費	292	294	△ 2	
計	416,002	390,293	25,709	

過去3年間で、約1億3,000万円の差額が生じている。維持管理費について、不足が生じないために予め余裕のある予測をすることはある程度理解できるが、ここまでの差額が生じるのには問題があるのではないかと考える。これらの過大な維持管理費の見積り額が、最終的には、利用者の負担の増加をもたらす結果となる。今後は、適正な費用予測をすることにより、協定額と予算額との誤差を減らす努力が必要である。

(3) 余剰金の取扱いについて【指摘事項】

平成21年度末における維持管理費に係る余剰金約6.5億円の金額について、平成22年度から3年間の単

価決定時において、1 億円程度は、不測の事態に備えて、また 2.9 億円程度は、今後の負担金単価の安定化のために留保し、残りの 2.6 億円を、今後の維持管理に係る財源に充当する処置が採られた。

維持管理費の余剰金の取扱いについて明確な根拠が必要であり、不測の事態という曖昧な理由も納得のいくものとはいえない。価格調整、あるいは修繕に備え基金として積み立てておくのであれば、一定の基準を設定し、これらの基準に基づき金額を計算するべきである。

(4) 資本費回収部分に係る余剰金の整理について【指摘事項】

天神川流域下水道事業特別会計において、市町から徴収した負担金のうち資本費回収部分に余剰が生じたことから、これを一般会計に繰り出すこととしている。

過去 2 年間の資本費回収部分からの一般会計繰出金の金額は以下のとおりである。

資本費回収部分の一般会計繰出金

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度
市町負担金収入(A)	152,573	167,948
元利償還金(B)	136,968	130,798
元金償還金	91,635	88,407
利息償還金	45,333	42,391
一般会計繰出金(A-B)	15,605	37,150

平成22年度は15,605千円、平成23年度は37,150千円の余剰金が発生している。これは、市町から受け入れた金額よりも、実際に下水道債を償還したことによる元金及び利息の支払金額が少なかったことを意味する。

資本費回収部分の考え方としては、実際の下水道債の元利償還金に比べ市町負担金収入に不足が出た場合には、一般会計から繰入れを行う一方、資本費回収部分に余剰金が生じた場合には、一般会計に繰り出すこととしている。つまり、今回資本費回収分として市町から預りすぎた金額は、市町に返還されることなく、一般会計に繰り入れられることとなるのである。

資本費回収分については、これまで不足分について一般会計により補てんを行っていた経緯があり、今回一般会計に繰り入れられた金額については、過去に借り入れていた債務の返還という側面もある。

しかし、県の会計は単年度決算であり、貸借対照表の作成が行われなため、過去より現在までの一般会計と特別会計との繰入れ・繰出しの経緯及び金額が把握できない状態である。これは、市町の負担と、県の負担が曖昧になった状態であり、下水道事業の受益者負担の原則に反する結果となる。過年度からの一般会計と特別会計との間の繰入れ・繰出しについて、現時点での残高を算定し、適正に整理を行っていくべきである。

(5) 単県事業事務費等の繰出しの必要性について【意見】

地方公営企業は、本来自らの経営による受益者からの収入により賄うこととされている(受益者負担の原則)。しかしながら、最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら地方公営企業の経営の健全化を推進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしている。

その基本的な考え方は、毎年度の総務副大臣通知である「地方公営企業繰出金について(通知)」により明らかにされている。下水道事業に関しては、広域的な水質保全を図る観点から流域下水道(下水道法第2条第4号イに該当するものに限る。)の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すこととされている。

繰出しの基準としては、流域下水道の当該年度の建設改良費から、当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40パーセント(単独事業に係るものにあつては10パーセント)、市町村にあつては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40パーセント(単独事業に係るものにあつては10パーセント)とすることとされている。ただし、平成12年度から平成23年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還

金に相当する金額とされている。

この基準の範囲内で、鳥取県においても、補助事業のうち起債の対象とならない経費（起債の単位の 100 万円未満の端数部分を含む。）、単県事業費及び単県事務費について一般会計から繰出しを行っている。過去 3 年間の一般会計からの事務費等に関する繰出金の明細は以下のとおりである。

事務費等の一般会計繰出金

(単位：千円)

年度	補助事業	単県事業	単県事務費	合計
平成21年度	2,500	2,550	-	5,050
平成22年度	165	2,600	829	3,594
平成23年度	3,623	-	1,600	5,223
合計	6,288	5,150	2,429	13,867

3年間で合計13,867千円が一般会計から特別会計に繰り出されている。これらの金額について、その支出基準が明確でないことに問題がある。

また、受益者負担の原則から考えると、これらの支出を県で負担することに関しては疑問が生じる。現在の天神川流域下水道事業に関しては、維持管理費部分に多額の繰越金が生じている状況であり、地方公営企業の経営の健全化を推進し、その経営基盤を強化するというこの繰出金の性格から考えると、このような一般会計からの繰出しの必要性に関して疑問がある。天神川流域下水道以外の地域の市町村が自主財源で事業を行っていることとの整合性を考えると、これらの費用について、必要かどうかを再検討すべきである。

2 地方公営企業法による企業会計の導入

県の実施している流域下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされている(地方財政法施行令第46条)。なお、下水道事業に地方公営企業会計を導入するか否かは、事業設置自治体の任意による(地方公営企業法第2条第3項)。

一般的に、地方公営企業会計の導入におけるメリットは以下のようなことがいわれている。

① 損益取引と資本取引の明確化

従来の官公庁会計においては、管理運営に係る収支(損益)取引と、建設改良に係る収支(資本)取引が明確に区分されていないのに対し、地方公営企業会計においては、それらは明確に区分されるため、経営状況などをより正確に把握することが出来るようになり、会計情報を、企業の意思決定に役立てることが出来るようになる。

② 発生主義の採用

地方公営企業会計では、現金の収支の有無にかかわらず、経済活動の発生という事実に基づいて経理が行われるため、一定期間における企業の経営状況や、一定の時点における企業の財政状態の把握が明確となる。

また、出納整理期間がなくなることにより、決算の確定が早まり、前年度実績の把握が迅速になる。

③ 使用料対象原価の明確化

期間損益計算が適正になされる結果、使用料対象となる原価が明確に算定されるため、使用料改定の際の根拠を明確にすることが出来るようになる。

④ 説明責任の向上

適切な期間損益計算による財務諸表の作成を行うことにより、県民や、議会、あるいは外部関係者に対し、財務内容や経営状態を明確に説明することが出来る。

⑤ 固定資産管理情報の活用

固定資産の管理を適正に行うことにより、中長期的な視野からの設備投資計画、あるいは維持管理計画を行うことが出来る。

⑥ 企業経営の弾力化

業務量の増加に伴い収益が増加する場合、予算超過支出が認められる、重要な資産の取得、処分に

議決が不要となる、土地、建物等の行政財産を公益法人等一定の企業以外の企業に貸し付けることが可能になるなど、企業経営を弾力的に行うことが出来る。

これらのメリットに対し、実際に地方公営企業会計を導入する場合に伴う課題には、以下のような点が考えられる。

① 事務処理量の増加

地方公営企業会計導入に伴い、日常業務、決算業務等に複式簿記の専門知識が必要であり、その技術の習得に時間がかかり、また場合によっては専門職員の増員等が必要となる。

② 固定資産の評価の必要性

新たに地方公営企業会計を導入する際に、既存の資産について未償却残高を算定する必要がある。これらの資産の再評価に膨大な時間が必要となることが考えられる。

③ 地方公営企業会計導入に伴う費用負担

地方公営企業会計を導入する場合に必要な事務を外部委託する際の委託料や、会計システム構築などに伴う費用の負担が生じる。

地方公営企業会計の導入について【意見】

上記の問題に対し、国においては、平成11年度以降の下水道事業に関して、地方公営企業会計任意導入にあたって、資産評価、システムの導入、資産台帳の作成等に要する経費について、特別交付税措置が講じられている。これらの交付税の措置も踏まえ、必要な財政措置や組織的な問題を整理、検討する必要がある。

平成21年12月24日付けの「地方公営企業会計制度等研究会報告書」において、財務導入範囲の拡大等に対する基本的な方針が示された。その中で「ストック情報を含む財務情報の開示拡大を図るためには、地方公営企業の財務規定を適用するメリットが大きいことから、原則として法適用企業以外の事業（地方財政法第6条の公益企業のうち法適用企業以外の企業）に財務規定等を適用することが望ましい。」とされたことから、今後は全ての地方公営企業に対し、地方公営企業会計が義務付けられることも考えられる。

県では、地方公営企業会計は導入せず、流域下水道事業に関しては特別会計を設け、いわゆる官庁会計により管理を行っている。官庁会計は現金収支会計による単年度決算であり、収支は把握しているが、資産や負債の増減については、会計帳簿において把握が出来ず、公営企業としての財政状態あるいは経営成績が把握しにくく、事業の効率性に関する判断が行いにくい。

下水道事業は規模も大きく、県の財政に与える影響も大きいため、厳しい財政状況の下で健全な運営を確保するには、経営状況を正しくとらえ、内部的にはもとより利用者に対しても理解を求めべきである。

そのためには、事業の経営成績や財政状況を明確に把握することが求められ、発生主義に基づく複式簿記の手法によって経理する地方公営企業会計を導入することを検討すべきである。

3 入札・契約制度

鳥取県が発注する建設工事及び測量等委託業務については、対象となる業務の設計金額により、「鳥取県建設工事等入札制度基本方針」によって、下表のとおり入札方式が区分されている。

建設工事に係る入札方式区分

請負対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無
250万円未満	随意契約	無
250万円以上1千万円未満	限定公募型指名競争入札	有
1千万円以上19.4億円未満	制限付一般競争入札	有
19.4億円以上	一般競争入札	有

測量等委託業務に係る入札方式区分

委託対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無
100万円未満	随意契約	無

100万円以上500万円未満	限定公募型指名競争入札	有
500万円以上1億9,000万円未満	制限付一般競争入札	有
1億9,000万円以上	一般競争入札	有

一般競争入札及び制限付一般競争入札のいずれに該当するかの金額基準に関しては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に定められた基準額によることとしている。

また、「鳥取県建設工事等入札制度基本方針」においては、上表に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合等においては、適切な入札方式を選定することと規定されている。

各入札方式についての用語の定義は、以下のとおりである。

① 一般競争入札

契約に係る公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させるもの

② 制限付一般競争入札

一般競争入札のうち、事業所の所在地等の資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者に競争させるもの

③ 限定公募型指名競争入札

指名競争入札とは、資力・信用その他について適当である不特定多数の中から競争参加者を選んで（指名して）入札の方法によって競争させるもの。公募型の指名競争入札も指名競争入札の一形態ではあるが、従来の指名競争入札は発注者がその判断のみで入札に参加させる者を指名していたが、公募型の指名競争入札は発注者が一方的に指名するのではなく、受注者が入札の調達広告等を見て、その工事に入札参加したいと判断した場合、発注機関に応募書類を提出し、入札参加の意思表示をする方式であり、受注者の自主性を尊重する制度である。

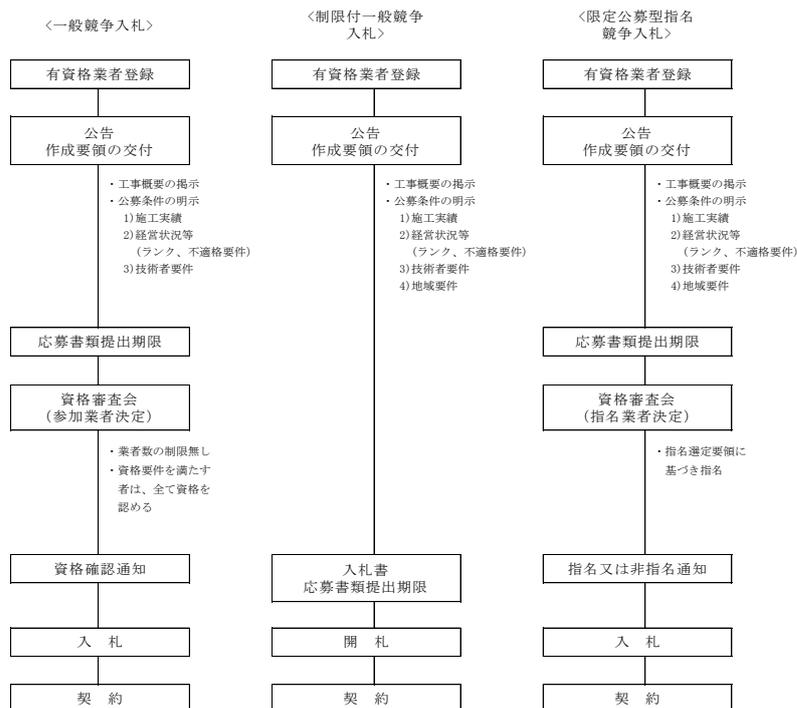
限定公募型指名競争入札は、県内向けの公募型の指名競争入札である。

④ 随意契約

競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式

なお、各競争入札の手続の流れ及び一般競争入札と指名競争入札のメリット・デメリットは以下のとおりである。

各競争入札方法の手続きの流れ



一般競争入札と指名競争入札のメリット・デメリット

方式	メリット	デメリット
一般競争入札	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広範囲な参加機会が得られる。 ・ 業者選定の過程が、透明で公正となる。 ・ 競争性が高まり、経済的な価格で発注できる。 ・ 発注者の恣意性が排除できる。 ・ 入札談合の防止に一定の効果が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工能力の劣る業者や不誠実な業者を排除することが困難である。 ・ 過当競争、ダンピングの発生による質の低下を招くおそれがある。 ・ 入札審査や施工監督等の事務量が膨大となる。 ・ 受注に偏りが生じるおそれがある。
指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誠実な業者を選定できるための質の高い工事が確保でき、審査や施工監督などの業務が軽減できる。 ・ 次回以降にも指名が得られるようによい施工を行おうとする意欲を業者に与える。 ・ 過当競争を抑え、中小企業の受注機会の確保に配慮することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者を指名する過程が不透明であり、恣意的な運用がなされるおそれがある。 ・ 指名行為が一方的であるため、発注者と受注者の対等性が確保されにくい。 ・ 指名により入札参加者が絞られると談合を誘発しやすい。

さらに、近年鳥取県においては、価格以外の要素も加味して事業者を選定する方式として、「総合評価競争入札」及び「プロポーザル方式契約」を導入している。天神川流域下水道事業においては、総合評価競争入札は導入事例があるが、プロポーザル方式契約についてはいまだない状況である。

各契約方式の内容についての比較は、以下のとおりである。

総合評価競争入札及びプロポーザル方式契約の比較

項目	総合評価競争入札	プロポーザル方式契約
地方自治法上の契約形態	競争入札	随意契約
適した事業等	事業等の目的、性質等から判断して、価格だけでなく入札者の提示する性能、デザイン性、技術力、その他の条件を総合的に勘案し、県にとって最も有利な者と契約することが適当と認められる事業等に適する。	事業等の内容が事業者の提案に期待する部分が多く、あらかじめ県側の仕様の詳細を決定できないもの、事業者がそれぞれ有する企画力、技術力を競い合うことにより事業等の質の向上が期待できるもの、技術力の進展が著しいもの、最適なサービスの提供方法や成果の水準などがあらかじめ特定できない事業等に適する。
業者の選定	価格のみならず、あらかじめ示した落札者決定基準の条件を総合的に勘案して落札者を決定する。	提案書を募集し、あらかじめ示した評価基準に従って優先順位を決めた後、最優秀提案者と事業内容の協議を行う。
業者選定等のための価格の占める割合	多い	少ない
契約締結までの協議	基本的に不要である。 なお、落札者が契約を締結しない場合は、当選者以外は落選者なので再度公告又は指名替えによる入札が必要であ	提案の中身の充実を図るための協議は可能であり、協議の結果によっては事業内容の変更はあり得る。ただし、協議にあたっては当該契約の予算額を超

	る。	えないように留意する必要がある。 なお、協議が整った後に契約の 手続を進める。 最優秀提案者はあくまで契約の相手方 としての候補者に過ぎないので、協議 不調の場合は次順位者と協議を行う。
契約額	入札額により決定	協議後の見積りにより決定
利点	価格、性能等とも重視して事業者を選 定できる。	事業内容の協議により民間業者の創意 工夫が最大限に活用できる。

入札・契約関係については、生活環境部水・大気環境課及び中部総合事務所へ往査し、建設工事及び委託業務について平成23年度は全ての案件を、平成21年度及び平成22年度については平成23年度と関係性があると認められるものなどを一部抽出し、下記のような要点について主に監査を実施した。

- ・ 入札方式の決定が適正に行われているか。
- ・ 契約の締結は確実にかつ適時に行われているか。
- ・ 瑕疵担保の条項、瑕疵があった場合の処置は適切か。
- ・ 設計変更等による契約変更においては、変更理由及び増減金額の内容は適正なものか。
- ・ 契約は確実に履行されているか。
- ・ 検査・検収が的確及び適期に行われているか。
- ・ 一連の関係書類の整備は、適切になされているか。

(1) 工事・委託業務の事務分担に関する緊急時対応について【意見】

天神川流域下水道事業に係る工事・委託に係る業務に関しては、下水道事業が生活インフラに係るものであることから、生活環境部水・大気環境課が担当課となっている。しかし、水・大気環境課において予算計画を行うものの、予算執行管理以降の事業分担については下表のとおり工事種別などにより、担当部署が別れることとなっている。

天神川流域下水道 工事・委託業務事務分担表

工事種別	業務区分	建築設備部類 (営繕工事)					土木設備	管路施設	焼却灰・汚泥処分			
		機械設備	電気設備	建築設備	機械設備	電気設備						
修繕工事	予算要求 (予算配分を含む)	生活環境部 水・大気環境課										
	予算執行管理											
	点検調査											
	実施計画											
	実施設計 (基本)	中部生活環境局 建築住宅課	総務部 営繕課	総務部 営繕課	総務部 営繕課	総務部 営繕課		中部県土整備局	中部生活環境局 環境・循環推進課			
	実施設計 (詳細)											
	照 査 (実施設計)	-	-	-	-	-						
	工事発注	中部生活環境局 建築住宅課	総務部 営繕課	総務部 営繕課	総務部 営繕課	総務部 営繕課						
工事管理												
新設・増設・ 改築工事 (大規模改修)	予算要求 (予算配分を含む)	生活環境部 水・大気環境課										
	予算執行管理											
	事業計画											
	認可設計											
	点検診断調査											
	実施計画											
	実施設計 (基本)	総務部 営繕課	総務部 営繕課	総務部 営繕課	総務部 営繕課	総務部 営繕課		中部県土整備局	中部生活環境局 環境・循環推進課			
	実施設計 (詳細)											
	照 査 (実施設計)	-	-	-	-	-						
	工事発注	総務部 営繕課	総務部 営繕課	総務部 営繕課	総務部 営繕課	総務部 営繕課						
	工事管理											

工事・委託業務を実施するにあたっての、各担当部課との連絡体制は整っており、通常時は問題ないようであるが、災害発生時等の緊急時における効率的な対応を行うなどの、より有効性の高い運用を行うために、現体制について更なる確認、検討を行っていただきたい。

(2) 工事監督管理業務の法令違反について【指摘事項】

下水道法施行令第15条第1項第2号に、公共下水道を設置し、又は改築する場合の工事の監督管理等を行う者の資格について以下のように定められている。

下水道法施行令第15条第1項第2号
 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については八年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については三年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合について一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

しかし、天神川流域下水道事業における監督管理等事務従事者は、下水道事務に関する事務経験のない職員が従事し、かつ、3年以内で他部署に人事異動となり後に監督管理等事務に従事する者がほとんどいないことから、同規定による処理施設又はポンプ施設に関しては実務経験3年以上、及び排水処理施設に関しては実務経験1年6か月以上という要件を満たしていない多くの者が従事している状態となっている。

平成19年度から平成23年度における、天神川流域下水道事業に係る部署における監督管理等事務従事者及びその従事経験年数の状況は下表のとおりである。

監督管理等事務従事者及びその従事経験年数の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活環境部 水・大気環境課	A氏 5年	A氏 6年	J氏 1年	J氏 2年	J氏 3年
	B氏 2年	G氏 2年	G氏 3年	M氏 1年	M氏 2年
中部総合事務所 県土整備局 道路都市課	C氏 1年	H氏 1年	H氏 2年	H氏 3年	N氏 1年
	D氏 1年	I氏 1年	K氏 1年	K氏 2年	K氏 3年
	E氏 1年				
中部総合事務所 生活環境局 建築住宅課	F氏 2年	F氏 3年	L氏 1年	L氏 2年	L氏 3年
			F氏 4年		

※ 水・大気環境課のJ氏に関しては、学歴等の他の基準により2年の実務経験で要件を満たすこととなるため、平成23年度より法令に準拠している者となる。

この従事実態は、法令に違反しているものであることから、人事体制の見直しを行うなどして、直ちに改善すべきである。

(3) 下水道課の設置について【意見】

上記(1)及び(2)の、事務分担に関する緊急時対応及び従事実態に係る法令違反に関する問題を解決する手段として、生活環境部に「下水道課」として専門部署を設置し、網羅的に下水道事業を行うことにより改善すべきと考える。それにより改善が期待される点としては以下のとおりである。

ア 下水道事業の予算管理から工事管理の全てを同課において行うことにより、災害発生時等の緊急時における対応の効率化が図られ、より有効性のある運用が期待される。

イ 現在まで、天神川流域下水道事業における監督管理等事務従事者の人事は、県土整備部等の人事により職務経験として3年以内の期間のみ当事業に関する部署への配置を行っていたようであるが、下水道課を設置することにより生活環境部が下水道事業を中心とした考えに基づき職員人事を全て行い、3年を超える配置を行う、もしくは過去に監督管理等事務を3年以上経験した者を配置するなどして、法令に準拠した人事異動などを行うことが可能になる。

以上のように、現状の体制を見直すことにより、災害発生時等の緊急時対応及び法令違反に係る問題

に対する改善が望まれる。

(4) 委託業務完成年月日の不整合について【指摘事項】

「平成21年度 汚泥処理基本計画策定業務委託」について、当委託業務の請負者からの請負金請求書の委託業務完成年月日が平成22年8月24日であるにもかかわらず、同請負業者からの業務完了通知書の委託業務完了年月日は平成22年12月17日となっており、書類間での不整合が生じている。また、同請求書における請求年月日が平成23年1月18日であり、請求書における委託業務完成年月日から請求年月日までが5か月空いていることとなっており、不自然な状況となっている。

当委託業務においては、契約上の履行期間終了予定日は平成22年8月24日であったが、委託業務内容に不備があったため修補を行い、最終的な業務完了が平成22年12月17日となったものである。

請負金請求書の委託業務完成年月日である平成22年8月24日は当初契約における履行期間終了予定日を表示したことによる誤りであるが、結果的に請負金の支払の証拠となる重要書類である請求書が誤ったものとなっており、適正な証拠書類による支払がなされていない結果となっている。

今後はこのような誤りがおこることのないよう、予算執行課である水・大気環境課及び支払業務を行う審査出納課において十分なチェックを行うよう徹底されたい。

(5) 工事及び委託関係書類の日付表示に関して【指摘事項】

請負契約及び委託契約に係る起工伺、変更伺について、決裁年月日が空白のままのものが散見された。事務手続において決裁年月日は、手続の流れが適正になされているか否かの基準と成り得るもので重要であることから、今後は記入漏れのないように改善すべきである。

また、業務完了報告書及び成果品納品書などの、受注先からの提出書類の業務完了年月日等の日付が手書きのものが散見された。本来は、受託者側が当然に表示するものであるが、手書きであればどの者が記載したものか判断が困難となるため、予算執行上重要な要素である業務完了年月日が信憑性に欠けることとなる。今後においては、当初から印字されているものの交付を求めることにより、受注者側において確実に表示するよう改善されたい。

さらに、受注業者からの請求書の請求年月日が空白のものも散見された。先述のとおり請負金の支払の証拠となる重要書類である請求書の請求日付が記載されていないということは、適正な証拠書類による支払がなされていない結果となっていることから、今後は受注業者において請求年月日を確実に表示するよう改善されたい。

(6) 下水道公社の設備導入時における契約方法の改善について【指摘事項】

下水道公社の設備等に係る修繕などの維持管理費については、250万円以上の案件は天神川流域下水道事業特別会計において管理運営費として支出し、250万円未満の案件は同公社にて支出することとしている。平成22年度及び平成23年度における、下水道公社の設備等の維持管理に関する工事請負費及び委託料に関する入札状況等は以下のとおりである。

22年度 管理運営費 工事請負費・委託料

工 事 名	区 分	入札者数	予定価格 (円)	当初契約額 (円)	落札率	最終契約額 (円)	発注方式
天神浄化センター1号ベルトプレス脱水機分解整備工事	工事請負費	1社	15,507,450	15,015,000	96.8%	15,015,000	制限付一般競争入札
天神浄化センター汚泥焼却設備点検整備工事	工事請負費	1社	58,945,950	57,750,000	98.0%	55,382,250	制限付一般競争入札
天神浄化センター汚泥焼却設備空気予熱器修繕工事	工事請負費	2社	3,222,450	2,908,500	90.3%	2,908,500	制限付一般競争入札
天神浄化センターポンプ井攪拌機分解整備工事	工事請負費	1社	4,523,400	3,916,500	86.6%	3,916,500	制限付一般競争入札
天神浄化センター水中エアレーター分解整備工事	工事請負費	1社	10,273,200	8,925,000	86.9%	8,925,000	制限付一般競争入札
天神川流域下水道事業流量計測設備点検業務委託	委託料	1社	3,943,800	3,885,000	98.5%	3,885,000	制限付一般競争入札

23年度 管理運営費 工事請負費・委託料

工 事 名	区 分	入札者数	予定価格 (円)	当初契約額 (円)	落札率	最終契約額 (円)	発注方式
天神浄化センター汚泥焼却設備点検整備他工事	工事請負費	1社	66,448,200	63,000,000	94.8%	66,187,800	制限付一般競争入札
天神浄化センター2号送風機分解整備工事	工事請負費	-	23,847,600	23,100,000	-	23,100,000	随意契約
天神浄化センター1号主ポンプ分解整備工事	工事請負費	-	6,090,000	6,090,000	-	6,090,000	随意契約
天神浄化センター1号遠心濃縮機分解整備工事	工事請負費	-	15,261,500	13,440,000	-	14,792,400	随意契約
天神浄化センター水中エアレーター分解整備工事	工事請負費	1社	9,695,700	9,135,000	94.2%	9,135,000	制限付一般競争入札
天神浄化センター誘導灯取替工事	工事請負費	7社	3,381,000	3,024,000	89.4%	3,402,000	限定公募型指名競争入札
天神川流域下水道事業流量計測設備点検業務委託	委託料	-	4,496,100	4,200,000	-	4,200,000	随意契約

上表のとおり、ほとんどの事業に関して随意契約であるか、もしくは入札を採用している事業においても入札者が1社という状況である。これは設備等の納入業者のみが入札し落札しているという状況であり、納入業者以外の業者では、設備の特殊性もあることから、その構造の詳細を把握していないことなどの理由によりこのような現状となっている。

また平成23年度において、下水道公社の中央監視設備（処理場の全プラント機器を対象として、各機器情報、エラー情報、稼働状況の信号を受け一元的に操作・管理する設備）について、同設備は国土交通省において定められている耐用年数である15年に足りない12年しか経過していないにもかかわらず、納入業者から保守部品の供給がストップされてしまったことから、平成24年度以降の予算措置により設備全体の交換を余儀なくされたという、設備納入業者1社だけに依存していたことにより、多大な弊害が発生した案件が生じている。

中央監視設備については、納入業者との設備導入時の請負契約により、部品供給について明文化されていなかったため、耐用年数未経過設備であるにもかかわらず、設備の入替えを検討せざるを得ない状況となってしまった。今後は、下水道公社に係る設備の導入など特殊性の高い事業の契約においては、総合評価競争入札またはプロポーザル方式契約の積極的な導入により、設備耐用年数の間における部品供給保証を盛り込むなどの契約を行うことによってリスク回避を図り、さらには、導入後のメンテナンス等の維持管理に係る契約に関しては、できるだけ多くの業者が入札することにより競争性が確保されるようなシステム構築を行うべきである。

第2 下水道事業に係る一般会計

1 公共下水道事業

(1) 公共下水道推進基金造成事業

市町村が実施した公共下水道に要する経費の財源に充てるため、市町村が借り入れた資金の償還に要する経費を基金として造成することに対し財政的な支援をするものである。

平成17年度までに認可を受けた事業に対して補助しており、交付決定を行った年度以後10年間で毎年度その交付決定額の1/10ずつ交付している。ちなみに平成23年度は、8市町村に対して20,549,300円の補助金を支出した。

この補助金額は、対象となる事業費の額に、前年度と比較した市町村負担額の伸び率に応じて定められた下記の補助割合を乗じた金額である。

補助割合一覧

市町村負担の伸び率	補助割合
0.6未満	0
0.6以上0.8未満	3/100
0.8以上1.0未満	4/100
1.0以上1.2未満	5/100
1.2以上1.4未満	6/100

1.4以上	7/100
-------	-------

ア 基金に関する状況の報告について【意見】

県では、各年度における基金への新たな積立額については各市町村に毎年度報告を求めているが、その後の取崩し状況については把握していない。しかしながら、補助金を支出した県としては、本来の用途にあった基金を適正に取り崩しているかを確認する必要があると考えられるので、市町村に対し、毎期基金の取崩し状況に関する報告を求めるべきである。

(2) 下水道事業促進費

下水道事業を促進するための各団体への補助金、具体的には地方共同法人日本下水道事業団（以下「下水道事業団」という。）に対する支出、及び下水道事業基本計画の策定などに要する経費である。

ア 下水道事業団に対する会費の支払について【意見】

下水道事業団に対する会費は、下水道事業団が毎年計算した業務運営費の総額の1/2を国が負担し、残りの1/2のうちの2/3を各都道府県が均等に負担、残りを各市が、人口規模に応じて負担している。平成23年度における国、都道府県、市のそれぞれの負担額は以下の表のとおりである。

地方公共団体ごとの会費負担額

(単位：千円)

事業費 総額	国	各都道府県	各市 (30万人以上)	各市 (10万人以上 30万人未満)	各市 (8万人以上 10万人未満)
557,994	278,997	3,957	433	266	136

人口も下水道事業の規模も異なる都道府県がそれぞれ均等な負担を行うことは、特に人口及び財政規模の小さい鳥取県のような県においては、不合理な負担となる。市における負担が人口規模により分かれていると同様に、規模に応じた弾力的な会費の負担方法を要望するべきである。

イ 下水道事業団に対する設計業務等の委託について【意見】

天神川流域下水道事業に関しては、平成14年度を最後に、下水道事業団に対する設計業務委託及び建設業務委託は一切行っていない。平成15年度以降の設計業務等は中部総合事務所で行っている。今後業務内容によっては、会費を負担していることもあり、より専門的なノウハウを持った下水道事業団に設計業務等を委託するなど、有効的に利用する必要がある。

ウ 下水道等事業基本計画策定業務の引継ぎ資料の保存について【指摘事項】

下水道等事業計画の策定業務において、当初予定していた業務実施内容の一部について、市町村が行う作業の取りまとめに時間を要したことにより、当初の履行期間内に間に合わない状況が生じた。

当初は、2,341,500円で全ての業務を委託していたが、最終年度に向けての基本計画の検討にあたり、従前の計画には無かった人口減少を見込んだ市町村との調整作業に不測の日数を要し、履行期間中の業務完了の見込みが困難となった。発注者で協議した結果、市町村へ作業依頼した段階で契約を打ち切り、1,622,500円の委託料を支払った。市町村との調整作業が完了後に残りの業務を制限付一般競争入札で別途発注し、1,869,000円で委託した。その際に、各々の業務委託において発注者との協議や報告書の作成が必要となったため、業務委託料の合計額は、当初委託より1,150,000円の増額となった。

この基本計画の策定業務は、通常10年に1度程度行われるものであり、また、前回計画策定時の資料は、完成された計画程度しか残されておらず、前回の業務フローなどが確認できなかったことなどから、担当者においても業務の終了までどの程度の期間を要するかの見通しが立たなかったことが原因と考えられる。

今後このような事態の再発を防ぐため、今回の計画策定業務に関する日程などをまとめた書類を保存し、業務の引継ぎをすべきである。

2 合併処理浄化槽推進事業

生活排水処理人口普及率の向上のため、公共下水道、集落排水処理施設及び浄化槽の整備が進められている。その一方浄化槽の大半は個人管理であり、適正な規模のものを設置し、かつ適正な維持管理がなされなければ、公衆衛生・生活環境に悪影響を及ぼす。

このため、浄化槽法では、設置届など設置・管理に関する書類の提出や定期的な維持管理作業が浄化槽管理者（その大半が個人である住民）に義務付けられており、県は浄化槽法に基づき、浄化槽設置届等の各種届出の受付審査等のほか、悪臭苦情等に基づき浄化槽管理者への助言・指導等を行う。また、浄化槽の設置推進のため、市町村の国庫補助事業の指導監督を行う。

なお、集合処理（公共下水道や農業集落排水等）または個別処理（浄化槽）の選択については、各市町村において経済比較を行ったうえで効率的な整備を行うよう努めることとされている。また、浄化槽設置の方法として、個人が自ら設置し管理を行う個人設置型と、市町村が設置し、管理を行う市町村設置型の 2 種類があるが、個人設置型と市町村設置型とのどちらの方法を採用するかについても、各自自治体の裁量に任されている。実際にはほとんどの地域において個人設置型が採用されている。個人設置型については、あくまで個人が自己負担で設置し、市町村はその一部を補助するのに対し、市町村設置型は、市町村負担により設置し、利用者から利用料金を徴収する方法が採られる。

(1) 利用者負担の公平性の確保について【意見】

集合処理（試算は公共下水道）または個別処理（個人設置型浄化槽）の設置後 30 年間の利用者負担額について県に試算を依頼した。その結果、各市町村により単価が異なることから処理方法（集合処理または個別処理）による利用者負担額には、一定の傾向は見られないものの差異が生じていることがわかった。処理方法の選択は、各市町村が経済比較を行ったうえで建設費及び維持管理費がより安価な方法を選択することとされているが、住民にとってはいずれの処理方法であっても生活排水の処理という受益の程度に差は無いと考えられる。そのため、住民の負担はいずれの処理方法においても同程度の金額となるべきである。

今後、浄化槽による処理方法を選択した場合でも、利用者負担額について集合処理との差異が生じないようにし、利用者負担における公平性を保つことができる手法を検討すべきである。

(2) 法定検査の受検率の向上について【意見】

設置者は、浄化槽法第 11 条の規定により、毎年の法定検査が義務付けられている。鳥取県においては、法定検査の受検率は半数に満たない状態である。

鳥取県の法定検査受検率の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受検率	38.0%	42.5%	43.4%	47.1%	45.5%

全国平均は約 30 パーセントであり、全国数値に比べ優れているが、未だ半数以上が法定検査を行っていない状況である。これらの数字を上げるため、現在県では県政日より、チラシ等による広報や、未受検者に対する通知を行っている。

受検率の高い他県の取組としては、検査と維持管理の一括契約、浄化槽台帳の整備などがあげられる。

受検率の向上に向けた、更なる工夫が求められる。

(3) 権限移譲の方策について【意見】

浄化槽法に基づく浄化槽の適正な設置・管理に係る指導監督事務については、法令では県知事の権限とされているが、「鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の定めに従い現在 12 市町村に権限を移譲している。県としては全ての市町村に権限移譲を行いたい意向である。

権限移譲について消極的な市町村の理由としては、費用負担の面はもちろん、人員確保の目途がつかないという理由が主ようである。

また、浄化槽台帳の整備状態が不十分であったことにも問題がある。平成 17 年の浄化槽法改正までは、浄化槽の廃止について届出の義務がなかったことにより、実際は稼働していない浄化槽も多数存在し、これらの浄化槽の把握が十分に出来ていないのも、原因としてあげられる。これらの浄化槽台帳の整備についても、市町村においては、人的負担が必要となる。

権限移譲に係る人的問題を解決するために、県からの交付金内容を充実させるなどの方策を望む。

(4) 設置の確認について【意見】

浄化槽設置推進事業について、補助金交付要綱においては設置したことが明らかになる資料を提出することとしていないが、実際に設置されたことを把握するため、浄化槽の種類や補助金が設置者に支払われたことを示す振込記録等の資料を確認する必要がある。

(5) 個人設置型浄化槽への補助について【意見】

個人設置型浄化槽への県からの補助は、権限移譲を行った市町村に限られているので、権限移譲を行っていない市町村の財政負担が大きくなり、権限移譲を行っていない市町村の、浄化槽設置数を上げる取組に水を差す結果となってしまう可能性がある。

個人設置型浄化槽への補助は、権限移譲の有無にかかわらず行うべきである。

3 農業集落排水事業

(1) 農林漁業集落排水事業推進基金造成事業

農林漁業集落排水事業推進基金造成事業は、農林漁業集落排水事業に要する経費の財源に充てるために市町村が発行した地方債の償還に要する資金を予め基金造成する事業に対し助成することにより事業の推進を図る事業である。補助金額は前年度の実績に対し 9 パーセントを乗じて算出した金額を上限としている。

本来この事業に関しては、平成 5 年度までは、事業費の 15 パーセントの補助を行っていた。しかし、制度上県費を充てるよりも、下水道債を充当するほうが国からの交付税による補てんが多くなることが判明したため、県費補てんから下水道債の発行に切り替えた。その際、従前の方法よりも市町村の負担が増加することとなったため、この切替えに伴う市町村の負担が従前と同等程度になるよう、別途県費助成制度を創設した。

これらの制度は、平成 17 年度までに新規事業採択された事業を対象とし、平成 18 年度以降採択分についてはその補助の対象としていない。

ア 基金の運用状況の報告について【意見】

上記「第 2 下水道事業に係る一般会計、1、(1)、ア、【意見】」を参照されたい。

(2) 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業

低コスト型農業集落排水施設更新支援事業とは、整備後の経過年数が長期となっている農業集落排水施設の機能診断を行い、それらの施設の劣化状況等を調べる事業、及びそれらの結果に基づき施設を保全するための適時・適切な修繕・更新計画の検討を行い、最適整備構想を策定する事業である。これらの事業については、地域自主戦略交付金を充てている。また、全額国費で行われる事業である。

機能診断は、1 地区につき 2,000 千円が上限、最適整備構想策定は、1 市町村 5,000 千円が上限とされている。

平成 23 年度におけるこの事業に係る各市町の支払金額は以下の表のとおりである。

平成 23 年度補助実績

(単位：千円)

事業主体	機能診断	最適整備構想策定	合計	備考
琴浦町	平成 22 年度実施済	4,850	4,850	8 地区
大山町	平成 22 年度実施済	5,000	5,000	12 地区
倉吉市	26,000	平成 24 年度実施予定	26,000	13 地区
智頭町	10,000	平成 24 年度実施予定	10,000	5 地区
南部町	9,450	平成 24 年度実施予定	9,450	5 地区
伯耆町	15,645	平成 24 年度実施予定	15,645	8 地区
江府町	6,174	平成 24 年度実施予定	6,174	4 地区
合計	67,269	9,850	77,119	

平成 23 年度は、7 つの市町に対し、合計 77,119 千円を補助している。うち 67,269 千円は機能診断に係

る事業費相当額であり、9,850千円が最適整備構想策定に関する経費である。

ア 一般競争入札等の導入について【意見】

この事業を行った全ての市町が、ほぼ全額を、随意契約により鳥取県土地改良事業団体連合会に委託している。随意契約を行う理由としては、おおむね以下のとおりである。

- ① 農業集落排水の実施設計に携わり、十分に施設を熟知していること。
- ② 本業務について、県内で他市町においての実績を有していること。
- ③ 土地改良事業団体連合会へ調査・設計を委託する場合、国の通達（「測量業務の価格積算基準の設定」平成5年3月25日付5構改D第157号構造改善局通達）により、設計諸経費率を20パーセント減額することになっており、一般業者に比し廉価に契約できること。

これらの理由により、県内全ての市町において鳥取県土地改良事業団体連合会が受託している。

全ての事業を鳥取県土地改良事業団体連合会に対して委託することは、適正な競争原理を阻害する恐れがある。一般競争入札等の導入により、入札・契約の公平性や透明性を確保するよう検討すべきである。

イ 事務費の適正な計上について【意見】

各市町の、平成23年度における算定基準額、委託料、及び事務費は次のとおりである。

平成23年度算定基準額等

(単位：千円)

事業主体	算定基準額	委託料	事務費	合計金額
琴浦町	4,850	4,809	41	4,850
大山町	5,000	5,040	-	5,040
倉吉市	26,000	26,000	-	26,000
智頭町	10,000	9,870	130	10,000
南部町	9,450	9,450	-	9,450
伯耆町	15,645	15,645	-	15,645
江府町	6,174	6,174	-	6,174
合計	77,119	76,988	171	77,159

市町によっては、委託料を支払った残りの金額を国に返還しているところもあれば、残額を事務費として計上しているケースも見受けられた。事務費として計上できるものについて市町に対し内容を周知し、従来以上に適正な計上を指導する必要がある。

第3 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

1 委託費

維持管理事業費の最近3か年の費目別内訳は、以下のとおりである。

維持管理事業費の費目別内訳の推移

(単位：千円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	内容
給与手当	26,658	26,216	26,487	管理運営班職員給与、諸手当
退職給付掛金	1,575	1,725	1,800	管理運営班職員中退共掛金
福利厚生費	3,633	3,988	4,075	管理運営班職員社会保険料他
通信運搬費	333	335	335	テレメーター回線使用料

消耗品費	28,214	24,781	23,000	電気・機械消耗品、業務用薬品等
修繕費	11,372	10,192	15,087	電気、機械設備修繕（250万円未満修繕）
燃料費	14,251	16,634	12,611	焼却用・自家発電用重油、プロパンガス他
光熱水費	71,880	73,144	77,416	設備等電気料、水道料
賃借料	896	715	690	パソコン、サーバー使用料、コピー代
手数料	98	83	130	高圧ガス容器検査料、道路使用許可申請料他
委託費	164,940	164,538	165,936	運転管理業務、修景施設等維持管理業務他
合計	323,850	322,351	327,567	
委託費の占める割合	50.9%	51.0%	50.7%	

維持管理事業費のうち、約半数を占めているのが委託費であるが、これは下水道公社が外部に業務を委託しているもので、委託費の節減が下水道事業にとって非常に重要となっている。

平成23年度の委託費の主な内訳は、以下のとおりである。

平成23年度の委託費の内訳

(単位：千円)

委託名称	委託先	契約方法	委託費
天神川流域下水道運転管理業務委託	A社	総合評価一般競争入札	138,766
消防用設備等点検保守業務委託	B社	制限付一般競争入札	1,733
構内交換電話設備点検保守業務委託	C社	一般競争入札	416
エレベータ点検保守業務委託	D社	一般競争入札	391
空調設備保守点検業務委託	E社	一般競争入札	394
修景施設等維持管理業務委託（1工区）	F社	制限付一般競争入札	4,463
修景施設等維持管理業務委託（2工区）	G社	制限付一般競争入札	3,549
遠心濃縮機点検整備業務委託	H社	一般競争入札	1,974

計装設備点検業務委託	I 社	一般競争入札	5,355
汚泥焼却設備排ガス等及び作業環境測定業務委託	J 社	制限付一般競争入札	2,268
修景施設樹木整備業務委託	G 社	制限付一般競争入札	1,680
脱臭用活性炭交換業務委託	K 社	制限付一般競争入札	3,045
その他			1,902
合計			165,936

下水道公社における委託業務の契約の手続については、財務規程で「公社に関する売買、賃借、請負その他の契約は、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）及び鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）の例による。」と規定され、県と同様の手続が必要とされている。

また、指定管理者制度導入に伴い、平成21年度から、第三者への業務委託の一部について複数年契約を結んでいる。複数年契約を締結している業務委託の複数年契約締結前後の委託費の推移は、下記のとおりである。

複数年契約前後の委託費（単年度）の推移

（上段：金額（単位：千円）、下段：委託先）

委託名称	平成19年度	平成20年度	平成21年度以降
天神川流域下水道運転管理業務委託	135,765	136,185	138,766
	A社・L社共同企業体	A社・L社共同企業体	A社
消防用設備等点検保守業務委託	2,121	1,733	1,733
	B社	B社	B社
構内交換電話設備点検保守業務委託	416	416	416
	C社	C社	C社
エレベータ点検保守業務委託	391	372	391
	D社	D社	D社
空調設備保守点検業務委託	1,323	509	394
	M社	N社	E社
不燃物・可燃物処分委託	113	110	105
	A社	O社	O社
管理棟清掃業務委託	1,890	1,764	1,155
	P社	P社	P社

また、複数年契約を行った際の契約方法等は、以下のとおりである。

複数年契約（5年）を行った際の契約方法、入札者数、予定価格、落札価格

委託名称	契約方法	入札者数	予定価格 (千円)	落札価格 (千円)	落札率
------	------	------	--------------	--------------	-----

天神川流域下水道運転管理業務委託	総合評価一般競争入札	5	816,207	693,830	85.0%
消防用設備等点検保守業務委託	制限付一般競争入札	3	10,013	8,662	86.5%
構内交換電話設備点検保守業務委託	一般競争入札	1	2,120	2,079	98.1%
エレベータ点検保守業務委託	一般競争入札	1	2,090	1,953	93.4%
空調設備保守点検業務委託	一般競争入札	5	4,413	1,969	44.6%
不燃物・可燃物処分委託	随意契約	3	554	525	94.7%
管理棟清掃業務委託	制限付一般競争入札	2	8,300	5,775	69.6%

(1) 複数年契約の効果の見直しについて【意見】

空調設備保守点検業務委託や不燃物・可燃物処分委託については、平成21年度の委託費は平成20年度以前の委託費と比較し、金額が減少しており、複数年契約による経費節減効果が表れたと考えられるものもある。しかしながら、消防用設備等点検保守業務委託、構内交換電話設備点検保守業務委託、エレベータ点検保守業務委託については、複数年契約前と比較し、委託費の金額が減少していないものも見受けられる。

複数年契約は、受注者側である委託先にとっては、受託期間が長期になることで、経営上の安定性が保障されるという長所がある。一方、発注者側である下水道公社にとっても、経費の節減及び事務の効率化を図ることができるという長所があるが、複数年契約を締結しても金額が減少しない業務委託については、契約年数を複数年とすべきか否か検討する必要がある。また、契約年数を当初から5年としているが、複数年契約とする場合は、複数年契約の効果や契約内容の定期的・機動的な見直しが行えるよう、複数年契約の効果を検証しながら、契約年数を徐々に長くすることを検討する必要がある。

(2) 一般競争入札における競争性の確保について【意見】

平成23年度の単年度契約の業務委託について、一般競争入札を実施した結果、入札者数が1社であった業務委託は以下のとおりである。

平成23年度の業務委託で入札者数が1社の契約

委託名称	委託先	予定価格 (千円)	落札価格 (千円)	落札率
遠心濃縮機点検整備業務委託	H社	2,032	1,974	97.1%
計装設備点検業務委託	I社	5,560	5,355	96.3%

上記の業務委託は、設備の特殊性から、一般競争入札を実施しても、設備の供給先である1社しか入札がなく、設備の供給先が点検業務も行っているものである。設備の供給先以外の業者が点検を行うよりも、設備の供給先が点検業務を実施したほうが効率的な場合があるものと考えられるが、落札率（落札価格／予定価格）は高い水準となっている。

設備投資を県が行い、その後の点検保守業務を下水道公社が担当する場合、設備投資において維持管理も含めた効率的な整備となるように、県と下水道公社とが協議を行いながら施設整備を進めているが、一般競争入札を実施した結果、設備の供給先である1社しか入札が行われない場合には、結果的には適正な競争性が確保されていないと見られる可能性がある。

設備投資においては、発注時の仕様で点検保守業務が特定の供給先とならないような記載内容として
いるとのことであるが、一般競争入札において、複数の業者が入札し、結果として適正な競争が行われ
たといえるよう、設備投資の発注時の仕様を決定する際には更なる努力が望まれる。

2 棚卸資産の管理

現在、下水道公社では、重油等の燃料や業務用薬品、検査用薬品、設備機器の修繕に使用する修理用部
品などの棚卸資産を有しており、燃料、業務用薬品あるいは検査用薬品については、下水道公社の職員が
受払管理を行っている。一方で、設備機器の修繕に使用する修理用部品については、修理用部品の種類が
多く、管理の手続が煩雑なため、受払管理は行われていない。

(1) 修理用部品の受払管理について【指摘事項】

財務規程では、「物品の出納は、物品出納簿にその受払いを記載しなければならない。」と規定され
ており、修理用部品についても受払簿を用いて受払管理を行う必要がある。修理用部品の種類が多く、
受払の手続が煩雑であるならば、金額基準を設けるなどして、少なくとも高額な修理用部品については
受払管理を行うべきである。

(2) 修理用部品の実地棚卸について【指摘事項】

財務規程では、棚卸資産について期末棚卸を実施しなければならないと規定されている。

棚卸資産の受払管理と同様、燃料や業務用薬品、検査用薬品については期末時において実地棚卸が行
われているが、修理用部品については、実地棚卸が行われていない。修理用部品についても、棚卸資産
の受払管理の実施と同様の基準に基づき、期末において実地棚卸を実施すべきである。

(3) 棚卸資産の資産計上について【意見】

現在、下水道公社では、棚卸資産については、購入時に費用処理し、貸借対照表に資産として計上し
ていない。そこで、燃料と業務用薬品について、最終仕入単価を用いて計算した平成24年3月末の在庫
金額は、次のとおりである。

(単位：千円)

種類	在庫金額
燃料	
A重油	1,892
業務用薬品類	
高分子凝集剤	360
苛性ソーダ	196
次亜塩素酸ソーダ	177
合計	2,625

公益法人会計基準によれば、「貸借対照表は、当該事業年度末における全ての資産、負債及び正味財
産の状態を表示するものでなければならない。」とされている。

棚卸資産を資産計上することは、外部報告の観点からは適切な経済実態を反映した貸借対照表の開示、
また、内部管理の観点からは有効かつ効率的な資産管理の遂行といった重要な意義を持つ。そのため、
期末実地棚卸に基づく棚卸資産の計上を検討する必要がある。

3 貸付物品の管理

下水道公社における物品の購入に関しては、3万円未満のものについては同公社が独自で購入すること
となるが、3万円以上の物品については、県の予算措置において県が購入し、県から同公社へ貸し付ける
こととしている。これは、「鳥取県物品事務取扱規則」により取得価格が3万円以上の物品に関しては備
品として物品出納簿に登録し、県において管理すべきと規定されているためである。これにより下水道公
社においては、3万円以上の物品を購入する際には、県に対して購入の要求を行い、予算措置が完了して
初めて県の購入が可能になるという流れとなっている。

なお、3万円以上の物品について、不用となり処分する場合においては、下水道公社から水・大気環境
課へ借受物品返還書を提出し、県は不用決定処分の手続を行うこととされている。

(1) 貸付物品の返還手続について【意見】

貸付物品処分時の返還手続について調査した結果、貸付物品のうちの一部であるが、平成22年9月の入替えにより処分している、水質検査を行う機器の一つである「ガスクロマトグラフ用検出器（ECDセル）294,000円」について、県への借受物品返還書の提出がなされていないことが確認された。

この手続は、規定によるものではなく実務上されているものではあるが、管理上必要であるため、漏れなく今後も継続して借受物品返還書の提出を行っていただきたい。

(2) 下水道公社における物品購入基準の見直しについて【意見】

下水道公社の担当者への確認によると、過去に同公社において、設備に係る緊急修繕用の物品を購入する際に、当該物品が3万数千円であり物品購入の基準額以上であったことから、同公社独自の判断では購入できず業務に支障が生じた事例があったとのことである。このような現状では、下水道公社の機動的な運営に支障をきたすケースも生じかねない。

物品購入の基準を、固定資産の計上が不要とされ経費処理が可能な税務会計上の基準である10万円未満のものについては、下水道公社独自で購入できるよう、県において購入することとなる現在の3万円以上という基準を10万円以上と改善するなど、下水道公社の機動的な運営に資するよう検討されたい。

(3) 利用休止物品の処理について【意見】

下水道公社から提示のあった、県からの貸付物品一覧表より、一部について現物の確認を行ったところ、以下のとおり利用休止物品が把握された。

品名	取得年月日	数量	単価（円）	合計取得金額（円）
和文タイプライター	昭和58年2月16日	1台	180,000	180,000
呼吸装置機	昭和59年2月17日	3台	215,000	645,000



和文タイプライター



呼吸装置機

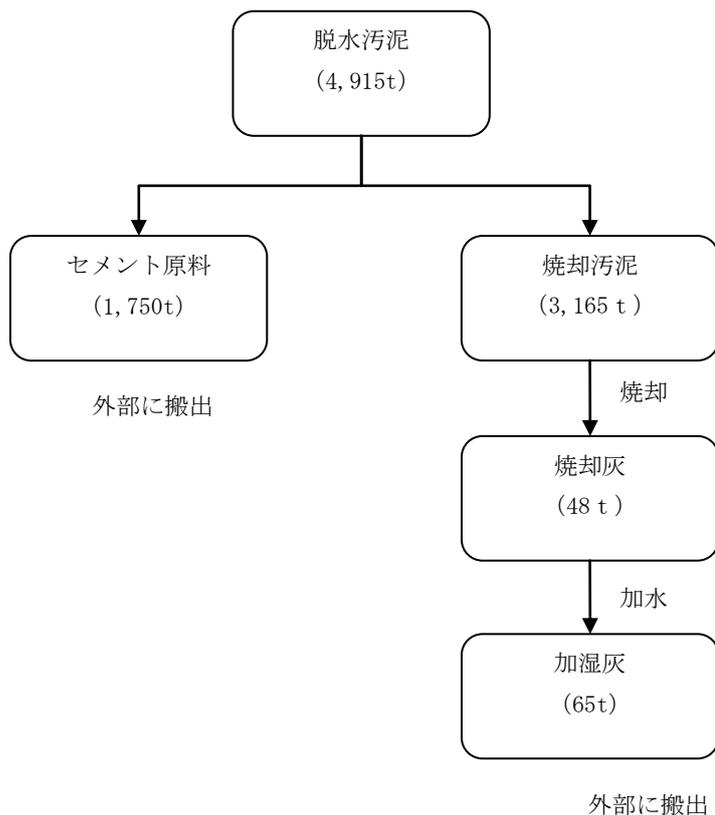
往査時に確認した物品はごく一部であり、他にも利用休止物品が存在する可能性も考えられることから、今後は貸与物品の全てを確認することにより、現在利用を休止し不用な物品に関しては、返還手続を行わせ、県が不用品決定処分を行うなど、適切な措置を講ずることが必要である。

4 下水汚泥の処理

下水道公社において、汚水処理に伴って発生する汚泥は、原則として、ベルトプレス脱水機で水分を取り除いたあと汚泥焼却炉で焼却し、焼却灰に加水した加湿灰を外部に搬出している。これは、下水汚泥は産業廃棄物として適正に処理する必要がある、下水汚泥を安定的に処理する方針のもとに行われてきたものである。また、下水汚泥の一部は、セメント原料としてそのまま外部に搬出している。

平成23年度の下水汚泥の処理状況は、以下のとおりである。

平成23年度の下水汚泥の処理状況



下水汚泥の処理に係る下水道公社と天神川流域下水道事業特別会計の費用負担関係は、以下のとおりである。

下水汚泥の費用負担関係

	下水道公社	天神川流域下水道事業 特別会計
焼却の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・重油の購入費（燃料費） ・業務用薬品（苛性ソーダ）の購入費（消耗品費） ・汚泥焼却施設の監視業務に要する費用（委託費） 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰の処分及び収集運搬費（管理運営費）
セメント原料の場合	—	<ul style="list-style-type: none"> ・下水汚泥の処分及び収集運搬費（管理運営費）

上記のほか、焼却の場合には汚泥焼却炉の建設費、修繕費、保守点検業務費が必要であり、建設費及び250万円以上の修繕費については特別会計、250万円未満の修繕費及び保守点検業務費については下水道公社からそれぞれ支出されている。

現在、県は、焼却炉の劣化に伴い、「天神川流域下水道における汚泥処理計画の見直しについて」を作成し、全面更新して焼却処分を継続するのか、若しくは汚泥を有効利用できる事業手法（肥料化、炭化、セメント原料化施設に汚泥を外部搬出）に切り替えるのか、採算性、安定性を総合的に判断して検討している。

上記の県の作成資料をもとに、汚泥1トン当たりのコストを採算面で比較すると、焼却処分の場合が約46,000円、セメント原料などとして外部搬出する場合が約16,000円になると予測されている。

下水汚泥処理の外部委託について【意見】

汚泥処理を採算面で比較すると、焼却処分の場合よりも、セメント原料等として外部搬出するほうが

明らかに有利である。流域関連市町からも、焼却炉を停止し、汚泥処分を外部委託（肥料化、炭化、セメント原料化施設に外部搬出）する方針で見直しを進めるよう求められている。従来は、下水汚泥の外部搬出先が限られていたため、汚泥処分の安定性に不確実性があったが、最近では汚泥処分の利用方法は複数存在し、汚泥処分を安定的に行うことが可能な状況となっていることから、できるだけ速やかに汚泥処分を外部委託し、コストを削減する必要がある。

5 会計処理関係

(1) 納品書、請求書に係る日付表示の徹底について【指摘事項】

下水道公社において購入している消耗品などに係る納品書及び請求書を確認したところ、納品日及び請求日が記載されていないものが散見された。このような現状は、民間企業では起こり得ない状況である。これらについては、実際の納品日及び請求日が確認できない状況であることから、納入業者側において確実に日付表示を行うように徹底するよう改善すべきである。

(2) 物品検収手続の見直しについて【意見】

消耗品費などの購入に係る物品検収手続は、請求書表紙に検収確認印により検印し支払手続を行っている。

しかし、請求書における物品検収担当者の確認印だけでは、物品を検収した事実は立証できない状況にあることから、物品が納品された証である納品書に物品検収担当者の検収印を押印し、検収の事実を明らかにする必要がある。

6 指定管理者制度

鳥取県天神川流域下水道については、住民サービスの向上、管理経費の節減、管理運営の効率化を図るために、平成21年度から指定管理者制度が導入されているが、下記のような検討すべき事項がある。

(1) 経営の効率化に関するインセンティブについて【意見】

下水道公社の収入は、関連流域市町からの負担金が県の特別会計を経由して下水道公社に支出されたものであり、下水道公社の経営努力によって、収入を増加させることはできない。そのため、下水道公社の経営努力によって可能となるのは、支出面での経費の節減だけである。経費節減については、委託料の精算において、節減できた経費部分は県に返還されるため、経費節減のインセンティブは働きにくい状況となっている。また、指定管理者が努力して経費を節減しても、経費節減分が次期更新した際の委託料の決定において、その節減に応じて下げられるのではないかと考え、経費の節減意欲の減退につながる可能性も考えられる。

さらに、指定管理者制度導入の際に、下水道公社を指名指定（非公募で指定管理者を選定すること）する理由付けとして、下水道公社の職員給与の削減を行っている。そのため、従来と同様の作業を実施しているにもかかわらず、指定管理者制度が導入されたことにより、下水道公社の職員の給与が削減され、職員のモチベーションの維持が難しくなっている。職員給与の削減や過度な抑制は、職員の労働意欲を削ぐ危険性がある。

下水道公社の経営努力に見合って、経費節減の効果を職員の給与等に還元したり、次期指名指定の際の実績評価に反映するなどの方法により、更なる経費節減のためのモチベーションを高めることができるよう検討する必要がある。

(2) 下水道公社の職員の安定的採用について【意見】

下水道公社の指定管理期間は5年であり、指定期間に制約があるため、職員の採用や人材の育成への対応が困難な状況にある。下水道公社の職員は平成24年6月1日現在8名であるが、その年齢構成は50代が6名、40代が2名であり、今後5年以内に半数以上が定年により退職する予定である。本来は、現在の職員が定年を迎える前に、職員を新たに採用し、職員の人材育成をすべきであるが、指定期間の制約や、経費節減の影響により職員を採用することが難しい状況となっている。

下水道の管理運営業務は専門性が高く、職員には知識や経験が求められるが、現状のままでは、専門的な知識を持った職員が定年退職によりいなくなり、いざという時に支障をきたしてしまう危険性がある。そのため、指定管理期間を5年ではなく、さらに長い期間とし、職員の採用に取り組みやすい制度

にすることも検討すべきである。

第 4 固定資産関係

1 公有財産管理諸規定との関係性

流域下水道に関する財産の管理について、下水道法において以下のとおり規定されている。

下水道法
(公共下水道台帳)
第23条 公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

下水道法
(準用規定)
第25条の10 第7条……第23条……の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。

つまり下水道法において、流域下水道に関する下水道台帳を整備し、保管することを義務付けており、鳥取県においては下水道関係の財産全て、すなわち、管路、浄化センター建屋及び設備などを含む全財産を下水道台帳として管理することとしている。

また鳥取県においては、土地、建物などの県有財産の管理について「鳥取県公有財産事務取扱規則」及び「鳥取県公有財産事務取扱要領」により、県有財産は「公有財産台帳」により管理すべきとの規定など、その事務手続等を具体的に定めている。

鳥取県公有財産事務取扱規則の第1条において、以下のとおり規定されている。

鳥取県公有財産事務取扱規則
第1条 公有財産の事務取扱については、法令又は財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第8号）その他の条例若しくは鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）その他の規則に定めのあるものを除くほか、この規則に定めるところによる。

すなわち、他の法令に定めのある財産に関しては、鳥取県公有財産事務取扱規則の適用範囲から除くとしており、さらに鳥取県公有財産事務取扱要領において、公有財産の範囲について第1章の「第2 公有財産の概要」に以下のように、具体的に規定されている。

鳥取県公有財産事務取扱要領
第1章 総則
第2 公有財産の概要
2 公有財産の範囲
公有財産とは、地方自治団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものは除く。）とされている（地方自治法238条第1項）。
(1) 不動産（土地、建物、立木、工作物等）
⋮
(8) 財産の信託の受益権
なお、規則第1条において規則の適用範囲から除くこととしている、他の法令により管理されている財産は、以下の法令によるものとする。
・道路法
・河川法
・湾岸法
・漁港漁場整備法
・砂防法
・地すべり等防止法
・地方公営企業法

鳥取県公有財産事務取扱要領においては、鳥取県公有財産事務取扱規則の適用範囲除外としている、「他の法令により管理されている財産」の当該法令には、下水道法が掲げられていない状況である。

鳥取県公有財産事務取扱要領の見直しについて【指摘事項】

鳥取県公有財産事務取扱規則の第 1 条において、他の法令に定めのある財産に関しては、鳥取県公有財産事務取扱規則の適用範囲から除くとしている。しかし、鳥取県公有財産事務取扱要領の第 1 章第 2 「2 公有財産の範囲」における適用除外に該当する法令の部分に下水道法が掲げられていないため、下水道関係の財産についても鳥取県公有財産事務取扱規則の適用があるとの誤解を招くおそれがあることから、同要領の見直しを行う必要がある。

現在、下水道関係の財産については、鳥取県公有財産事務取扱規則の適用となる公有財産を登録する公有財産データベースにおいて、現状で把握している財産の情報を入力している状況（ただし、金額は全て入力されていない。）であるが、下水道関係の財産は公有財産データベースでの管理対象外とし、下水道台帳において管理を一本化し効率化を図るよう改善されたい。

2 財産管理の適正化

現在、下水道関係の財産の管理については、下水道台帳として下表のとおり管理している。

下水道関係財産管理状況

台帳名		内容	対象施設	対象年度	主な管理項目
下 水 道 台 帳	固定資産管理システム 工事台帳	業者への発注単位ごとに総額等を管理	建築及び土木関係機械及び電気施設 管路施設	昭和57年度～ 平成15年度	工事名称 工事総額 工期 施工業者
	取得価格表	工事台帳の総額に対して各設備毎の個別財産の取得価格等を管理	機械及び電気施設	昭和57年度～ 平成15年度	工事名称 取得年度 取得価格
	設備台帳	設備毎の仕様（構造）等の詳細	機械及び電気施設	昭和57年度～ 平成22年度	機器名 設置年月日 型式 修繕履歴 施工業者
	管路台帳システム 管路台帳	管路の状況を位置図・図面等により管理	管路 人孔 人孔蓋	昭和58年度～ 平成21年度	図面類 管種・勾配等 設置年度 修繕履歴 管路等写真 診断結果
	用地台帳	下水道事業に係る用地の状況	処理場用地 管路用地	昭和50年度～ 現在	取得価格 取得面積 区分地上権設定状況 公図

上表のとおり、固定資産管理システムにおいては建物、構築物、機械及び電気設備を管理し、管路台帳は管路台帳システムにより管理、また、用地については手書きの用地台帳である「下水道施設用地取得等調書」及びそれらの関係資料により管理している状況である。

以上の管理状況等より、現状における財産管理について認められる問題点としては、以下のとおりである。

(1) 工事価格の明確化について【指摘事項】

上表の工事台帳における建築及び土木関係とは、主に、天神浄化センター敷地内の建物及び沈殿池などの構築物等であるが、現状において工事価格などが不明瞭なものがある。不明瞭なものについては関係資料の確認などを十分に行い、工事価格などを明確にしたうえで、個別の資産ごとに取得価格表及び

設備台帳に掲げる必要がある。

(2) 財産区分の明確化について【指摘事項】

工事台帳の建築及び土木関係のうちで金額を把握しているものについても、建物と構築物との区分がなされていないものがあり、工事全体の金額のみしか把握していないものがある。建物と構築物に関しては、耐用年数が異なることから、全て包含して管理されている状況では、適正な管理がなされているとは言い難い。それらの資産種類が異なる財産に関しては、請負契約書明細及び設計図面などの基礎資料より明確に区分し、管理を行うよう改善する必要がある。

(3) 修繕支出金額のデータ化について【指摘事項】

修繕履歴については、修繕に要した金額を全く把握していない状況である。今後将来に向けて、管路及び浄化センター関連財産の老朽化に伴い、多額の修繕費の支出が想定されるなか、修繕実績とともにその支出額も同時に管理することにより、修繕計画の参考とすべきである。修繕に係る支出金額をシステムに入力することにより、修繕計画の参考データとして有効活用するなど改善されたい。

(4) 用地取得データのシステム管理について【指摘事項】

用地台帳に関しては、現在は手書き資料により管理しているが、それらのデータを固定資産管理システムに登録し、他の固定資産と同様にシステムを有効活用して管理すべきである。

(5) 管理データの欠落に対する改善について【指摘事項】

上表の対象年度欄のとおり、用地以外に関しては現在までのデータが入力・管理されておらず、中途年度までのデータしか入力されてない状況である。現状では、管理データが欠落している状況であることから、関係資料より現在までのデータを確実に入力し管理を徹底する必要がある。

(6) 定期監査調査の適正な表示について【指摘事項】

水・大気環境課に係る、定期監査調査の「財産に関する調べ」において、下水道事業に係る財産価額が全て「不明」となっている。これは、今まで「不明」と表示していたものを訂正することなく、金額が判明しているものまでもそのまま放置していたものである。金額が明確となっているものについてはもちろん、不明瞭なものについても、先述のように的確に金額等を把握し、適正に記入を行うよう改善すべきである。

(7) 財産管理の徹底について【指摘事項】

財産管理は極めて重要な事項であり、今後、特別会計において地方公営企業法の適用により地方公営企業会計を導入することとした場合においても、スムーズな導入が可能となるように、上記のような問題は早急に改善し、適正及び効率的な管理を行うよう改善されたい。

3 未利用用地の活用

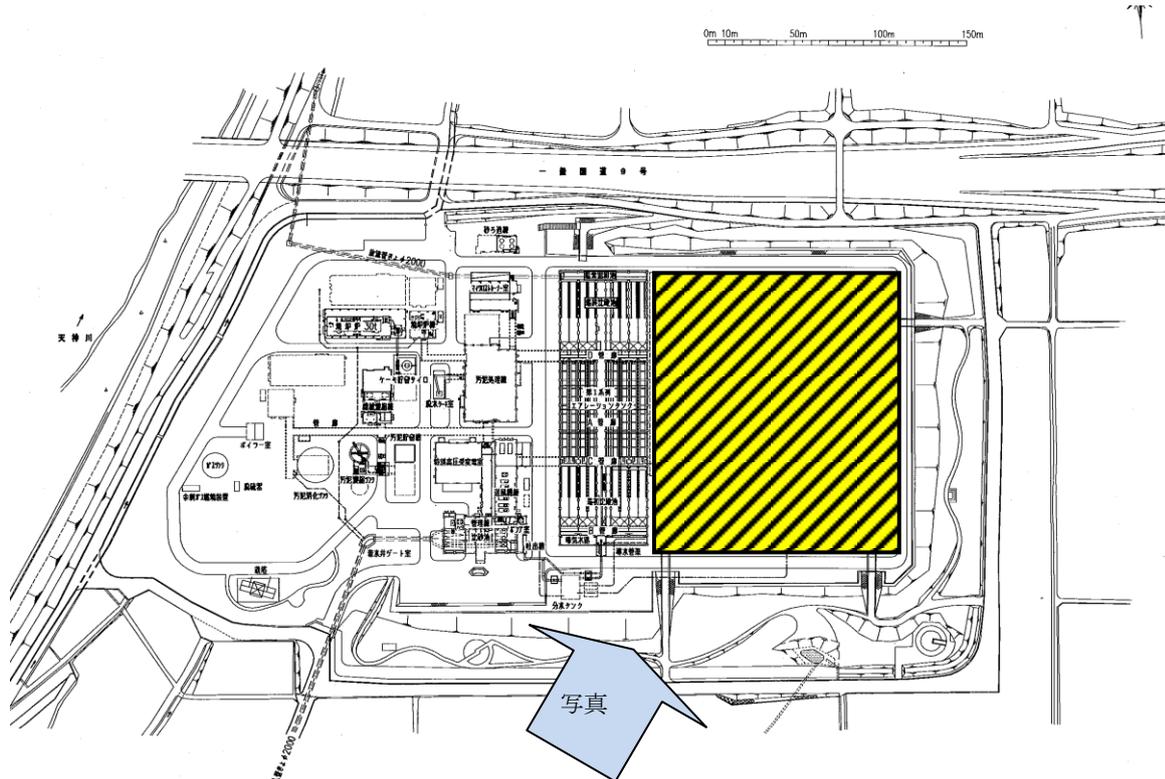
天神川流域下水道事業の当初の事業計画、変更後の事業計画（平成21年3月27日認可）及び平成22年度末の実績は、以下のとおりである。

	当初事業計画	変更後事業計画	平成22年度末実績
処理区域面積	2,521.7ha	2,331.4ha	1,850.0ha
処理人口	80,800人	62,230人	56,811人
計画処理水量（日最大）	158,247m ³ /日	39,308m ³ /日	20,018m ³ /日
処理能力	160,000m ³ /日	40,000m ³ /日	32,000m ³ /日

変更後の事業計画の計画処理水量は、当初の事業計画の計画処理水量の4分の1であり、計画変更に伴い、天神浄化センター内には、現在未利用となっている土地がある。

下記の図の斜線で囲まれている部分が未利用となっている土地であり、未利用部分の面積は約2.5ヘクタールである。天神浄化センターの敷地面積は12.16ヘクタールであり、未利用となっている土地は敷地面積の約20パーセントを占めている。天神浄化センターの用地取得費（671,419千円）から未利用となっている部分の金額を試算すると、未利用部分の用地取得費は138,038千円となる。

天神浄化センター施設平面図



未利用となっている用地部分の現況写真



未利用用地の有効活用について【指摘事項】

県の担当者へのヒアリングによると、現在未利用となっている用地部分について、今後、天神浄化センター内の水処理施設の更新の際に、更新後の施設の建設用地として利用する予定があるとのことであるが、具体的な利用開始時期等は決まっていない。県は、現在、天神浄化センター内施設の今後の更新計画を策定中であるが、水処理施設の耐用年数は50年であることと、今後20年は現在使用している水処理施設が利用可能であることを鑑みると、少なくとも今後20年は未利用用地が利用される見込みはない。

浄化センターの用地の取得は、下水道事業を進めるうえで最も重要な要素であり、周辺地域や土地所

有者などの理解を得るのに相当の労力と時間を費やして行われてきたものである。また、土地の取得にあたっては、多くの資金が投入され、これが下水道料金や税金により賄われているのは事実であることから、土地の取得に関して県民の理解が得られるように、未利用用地の今後の利用方法を検討し、土地を最大限有効活用する必要がある。

ところで、地域経済と雇用の担い手である県内の民間企業が長引くデフレ不況、歴史的円高等による厳しい経営環境にある中、資産の有効利用や無駄な資産を処分し徹底的にスリム化する等の努力をすることで、何とか生き残ろうとしているのがほとんどの県内民間企業の昨今の実情である。

そこで、情報公開が進んでいるとされる鳥取県としては、民間企業の資産内容公開のように、今後の更新計画を含めた未利用用地の現状などを公表し、県民の知恵や建設的な意見を幅広く受け入れ、その有効利用等について大いに議論し検討すべきである。

第 5 指摘及び意見の件数

このたびの包括外部監査の指摘及び意見の件数は、次のとおりである。

第 3 章 監査の結果	指摘	意見
第 1 天神川流域下水道事業特別会計		
1 市町からの負担金	4	1
2 地方公営企業法による企業会計の導入	—	1
3 入札・契約制度	4	2
第 2 下水道事業に係る一般会計		
1 公共下水道事業	1	3
2 合併処理浄化槽推進事業	—	5
3 農業集落排水事業	—	3
第 3 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社		
1 委託費	—	2
2 棚卸資産の管理	2	1
3 貸付物品の管理	—	3
4 下水汚泥の処理	—	1
5 会計処理関係	1	1
6 指定管理者制度	—	2
第 4 固定資産関係		
1 公有財産管理諸規定との関係性	1	—
2 財産管理の適正化	7	—
3 未利用用地の活用	1	—
	各計 21	25
	合計 46	

第 4 章 おわりに

この 3 年間、鳥取県包括外部監査人を担当させて頂きました。最終年度となりましたのであらためてチャンスを与えてくださった中国税理士会関係者に感謝を申し上げます。また、この間、鳥取県の監査委員事務局の担当者はもちろん、各年度の監査対象部局の皆さんには大変お忙しい中、協力して頂き心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、3 年間のテーマの選定についてお話しすると、平成 22 年度は農業補助金等、平成 23 年度は長期未着工道路等、平成 24 年度は下水道事業をテーマとしました。その基準は、県の重要な施策に関するその投資が巨額でかつ長期間行われ、現在のみならず将来に亘^{わた}って県の財政に与える影響が大であるものを選びました。その理由は、県民の関心が高く、その支出を疑問に感じておる県民も多く、かつ税の負担が重くなると思われるからであります。

私は、税理士として 30 数年間主に民間企業の税務、会計の指導や相談業務に携わった経験から、適正な納税

が推進されるには、県民が国や県を信頼することが大事だと思うので、この包括外部監査では、無駄使いによって納税意欲が減退しないよう納税者たる県民目線で税の使われ方に特に注目し、県に対し更に信頼が高まるよう、誠意をもって取り組みました。

なお、その 3 年間の感想ですが、最も気になったことは、監査の際、どの年度も監査対象部局の担当者が「私はこの部署に来たばかりでよく分からん。」「そういう書類は引継ぎではなかった。」等のせりふをよく聞かされたことである。民間企業では考えられない発言が多々出ることが不思議に感じる。大変忙しいのも分かるが、いいわけに聞こえるし、それは内部の問題で外部の我々に発言することではない。少々無責任に思うし、県民の血税で成り立っているという自覚が希薄のように感じた。もう少し引継ぎ方法を改善すれば済む話ではないでしょうか。

ところで、会計は最高の情報であるといわれ、財務諸表の中で特に貸借対照表は財政状態を表すものとして大変重要なものである。たとえば県の公共施設やインフラが本当にどのくらい価値があるのか、今までコストがどのくらい掛かっているのか、ということを実タイムに把握し、検証できるものである。鳥取県も全国の中で、情報公開先進県として企業財務で用いる複式簿記の公会計制度を導入することによって、財政実態をより詳細に把握できる貸借対照表などの財務諸表を作成し、公開する体勢作りに取り組んで頂きたい。そうすれば、財務の継続性が重要視されるので人事異動の際、引継ぎが改善されることにより、書類も保存が大切にされ、過去の資産管理が適正になされる。また将来の資産形成も計画的に取り組むことが出来、格段に財政状況がオープンになり、好転すると思われる。早速お願いしたいものである。

全国市民オンブズマン情報公開度ランキングで全国 5 位といわれ、法政大学の幸せ度ランキングでは全国 4 位と言われる鳥取県を誇りに思っている県民は多い。県行政に携わる知事・職員や関係者の努力に敬意を評すと共に、更に一層ランキングを高める努力を続けて頂きたい。

私は、鳥取県に生まれ育ち、先祖も子孫もお世話になるこの郷土を愛し誇りに思う者の一人としてもっともっと素晴らしい地域として発展するよう心から願ってペンを置かせて頂きます。

ありがとうございました。